

令和八年
二月
青森県議会第三百二十五回定例会会議録
第五号

令和八年三月六日（金）議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第五十六号から議案第七十二号までの知事提案理

由説明

第二、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、議案第五十六号から議案第七十二号までの知事提案理

由説明

第一、一般質問（福士直治、後藤清安、吉田ゆかり、森内之保留各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十五名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉 一郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

三番 井 本 貴 之

五番 小 笠 原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆ かり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

二 番 二 十六 番 三 十七 番

欠 員 三 名

四十八番 鹿 内 博

四十四番 清 水 悦 郎

四十二番 工 藤 兼 光

四十番 山 田 知

三十八番 山 谷 清 文

三十五番 川 村 悟

三十三番 櫛 引 ユ キ 子

三十一番 高 橋 修 一

二十九番 寺 田 達 也

二十七番 花 田 栄 介

二十四番 吉 俣 洋

二十番 小 比 類 卷 正 規

十八番 木 明 和 人

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二十五番 鶴 賀 谷 貴

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏 堀 浩 一

三十四番 今 博

三十六番 安 藤 晴 美

三十九番 丸 井 裕

四十一番 三 橋 一 三

四十三番 森 内 之 保 留

四十五番 田 中 順 造

四十七番 伊 吹 信 一

次 長 伊 藤 敏 文

総括主幹 土 屋 順 司

総務課長 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	宮下 宗一郎	
副知事	小谷 知也	
副知事	奥田 忠雄	
総務部長	澤 純市	
財務部長	千葉 雄文	
総合政策部長	後村 文子	
子ども家庭部長	若松 伸一	
交通・地域社会部長	船木 久義	
環境エネルギー部長	豊島 信幸	
健康医療福祉部長	守川 義信	
経済産業部長	上沢 謙一	
観光交流推進部長	齋藤 直樹	
農林水産部長	成田 澄人	
県土整備部長	新屋 孝文	
危機管理局长	築田 潮	
国スポ・障スポ局長	出崎 和夫	
会計管理者	小坂 秀滋	病院局長 田口 晋
病院事業管理者	大山 力	教育次長 坂上 佳苗
教 育 長	風張 知子	警察本部長 安田 貴司
警察本部長	安田 貴司	警務部長 中村 誠
監査委員	佐々木 知彦	監査委員事務局長 松田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長（工藤慎康） 知事より、議案が送付されましたので、配付しております。《登載省略》

議案第五十六号から議案第七十二号までを一括議題とし、知事の説明を求めます。――知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました追加提出議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思います。

まず、議案第五十六号「令和七年度青森県一般会計補正予算案」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、青森県東方沖地震災害への対応に要する経費、今冬の大雪により被害を受けた農畜産業の営農再開に向けた支援に要する経費、道路、河川、港湾などの社会基盤の安全確保・老朽化対策に要する経費等について、それぞれ所要の予算措置を講ずることとしたほか、県税市町村交付金、現年発生災害復旧費等について、増減額の調整を行うことといたしました。

また、県有施設の整備及び老朽化対策に係る後年度負担の軽減を図るため、公共施設等整備基金に積立てを行うのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることといたしました。

その結果、今回の補正予算額は、歳入歳出とも七十六億九千六十万円余の減額となり、これと既決予算額及び今定例会に既に提出してあります補正予算額とを合計いたしますと、令和七年度青森県一般会計の予算規模は、七千八百六十億千三百万円余となります。

歳入については、歳出との関連等において、国庫支出金、繰入金、諸収入、県債等について、それぞれ増減額を調整の上計上したほか、地方消費税清算金三十四億九千四百万円余を減額計上するとともに、県税二十八億四千四百四十万円余、地方譲与税二十三億六千六百万円余及び普通交付税四十八億三千八百四十万円余を計上いたしました。

以上が、令和七年度青森県一般会計補正予算案の概要であります。

このほか、上程されました議案についてありますが、議案第五十七号から議案第六十九号までは、特別会計及び企業会計の予算補正に係るものであります。

その他の議案については、各議案の末尾に記載されている提案理由のとおりであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 一般質問 継続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

十六番富士直治議員の登壇を許可いたします。――富士議員。

○十六番（富士直治） 自由民主党の富士直治でございます。通告に従い一般質問を行いたいと思います。

初めに、陸奥湾養殖業の振興について伺います。

陸奥湾のホタテガイ養殖は、近年の高水温などの影響を受け、産業として極めて重大な局面を迎えていると認識しております。ホタテ養殖産業の存続そのものが危ぶまれる状況で、経営を安定させるための新たな取組は急務となっております。これまで、漁業者の皆さんからは、へい死原因の究明や高水温に対応した技術開発など、ホタテガイの生産を維持するための要望が多く寄せられました。

しかし、近年では、これらの要望に加え、特に若い漁業者を中心にホタテガイを補完する副業魚種や代わりとなる代替魚種の養殖を導入したいという声が増えております。これは、ホタテガイ養殖一本では将来的にも不安であり、現在の所有している船や漁具を活用しながら副業魚

種で収入を補完し、事業を継続したいという切実な思いの表れであります。

代替魚種には様々候補があると考えますが、現場で特に関心が高いのはマガキの養殖であります。ただし、新たな魚種の養殖業を始めるには手続に一定の時間を要すると伺っておりますが、現在の厳しい経営環境の中で、漁業者には長期間の準備を確保する余裕がございません。できる限り短期間で生産から販売まで進められるよう、行政による支援体制の整備が必要と考えます。

そこで、陸奥湾のホタテガイ養殖業者が副業として別の魚種を養殖するまでに必要な取組とその対応について伺います。

次に、小型イカ釣り漁業の振興について伺います。

昨年、小型イカ釣り漁船は、TAC制度（漁獲可能量制度）の運用強化により、最も大きな被害を受けました。長年にわたるスルメイカの不漁が続いた後、昨年は久しぶりの豊漁となりましたが、しかし、漁獲枠の超過を理由に採捕停止命令が発令され、漁業者からは強い抗議と改善要望が寄せられ、我が自民党派としても漁業関係者と意見交換したほか、国へ要望書を提出するなど、制度改善に向けた取組を進めてまいりました。また、知事が水産庁に対して緊急要望を行ったことも記憶に新しいところでございます。

こうした中、令和八管理年度における大臣管理区分の小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量は、前年から大幅に改善され、増枠されたと伺っており、併せて管理方法についても見直しが行われたと承知しております。

そこで、一点目として、令和八管理年度の大臣管理区分の小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量と管理方法の内容について伺います。

また、近年では、海洋環境の変化などにより、スルメイカ資源は大きく変動しており、不安定な漁獲量や販売価格は、漁業者の経営のみならず、後継者不足や地域経済にも深刻な影響を及ぼしかねません。こうし

た状況を踏まえれば、漁業者の経営安定を図るため、県としても小型イカ釣り漁業者の環境改善や収益確保に向けた支援が求められます。

そこで、二点目として、小型イカ釣り漁業の経営安定に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

次に、肉用子牛の評価向上に向けた取組について伺います。

本県の肉用牛経営は、子牛を生産し、肥育農家へ販売する繁殖農家が中心であります。今年度は子牛価格が徐々に上昇して回復の兆しも見え始めておりますが、将来にわたり安定的に経営を継続していくためには、単なる価格回復に頼るのではなく、本県子牛の評価を高め、市場で選ばれる存在となることが重要であります。

今年一月の青森県家畜市場における子牛初競りでは、私の地元である今別町の生産者が出品した子牛がゲノミック評価の高い優秀牛として認定され、県内の繁殖農家に高値で購買されました。こうした成果は本県子牛の可能性を示すものであり、大いに期待するところであります。このゲノミック評価の取組は昨年七月から始まったと伺っておりますが、市場において子牛の評価を高める有効なツールとして大いに期待するところであり、繁殖農家の経営安定を図るためには、継続的に進めていくことが不可欠であります。

そこで、一点目として、子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業の内容とその実績について伺います。

続いて、こうした取組を重ねることで本県子牛の市場評価を向上させ、ブランド化を進め、繁殖農家の経営基盤強化と所得向上につなげていくべきと考えます。

そこで、二点目として、肉用子牛の評価向上に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、インバウンド拡大に向けた取組について伺います。

県内では、近年、外国人観光客が各地で観光を楽しむ姿が日常的に見られるようになり、飲食店では翻訳アプリを使って注文する光景も一般

化するなど、インバウンドの存在感が確実に高まってきております。

こうした中、青森空港では、二〇二六年春から国際線のソウル線が週五便へ増便され、供給座席数は約二倍となります。さらに、台北線も一部期間を除き、週三便から週七便のデイリー運航へ増便が予定されております。これらの増便は本県の観光客増加に直結するものであり、関係機関の御尽力に深く敬意を表するものであります。

本県経済において、観光産業、とりわけ外国人観光客によるインバウンド需要の回復と拡大は極めて重要な成長分野であると考えます。観光は、宿泊業のみならず、飲食、交通、小売など、幅広い産業に波及効果をもたらす基幹産業であり、特にインバウンドは一人当たりの旅行支出が大きく、滞在日数も長い傾向にあることから、地域に直接的な経済効果をもたらします。こうした需要の拡大は、地域活力の向上や雇用創出、さらには若者の県内定着にもつながる重要な施策であると考えます。

そこで、一点目として、令和七年の本県における外国人延べ宿泊者数について伺います。

一方で、本県には首都圏からの距離、冬季の豪雪、二次交通の利便性、多言語対応やキャッシュレス対応など、克服すべき課題も存在します。しかし、本県には、三内丸山遺跡をはじめとする縄文遺跡群の世界遺産や豊かな自然、ねぶたをはじめとする祭り、温泉、スキー場、伝統文化、食など、他県にはない強みもございます。これらの魅力を最大限に生かしつつ、受入れ体制を整備し、インバウンド需要を確実に取り込むことが本県観光産業の発展に不可欠です。

そこで、二点目として、インバウンドの拡大に向けた県の取組について伺います。

次に、蟹田―脇野沢航路の維持・活性化について伺います。

蟹田―脇野沢航路は、津軽半島と下北半島を結ぶ、いわば陸奥湾の架け橋であります。単なる交通手段にとどまらず、地域間交流の促進、観光振興、さらには災害時の代替輸送ルートとしても重要な役割を担って

おり、本県の広域性を踏まえれば、その意義は極めて大きいものがあります。

そのような中、令和八年四月に新船「かけはし」が就航することは大変意義深く、地域にとって大きな希望であります。これを契機として大々的なPR活動を展開し、本県の観光資源の魅力を広く発信していくことが重要であると考えます。しかしながら、航路の真の活性化を図るためには、新船の就航だけでは十分ではなく、利用促進と安定した運航体制の確保が不可欠です。

そうした中、先日、むつ湾フェリーが船員不足により週一日から二日の運休を二〇二六年度も継続する見込みであると報道されておりました。これでは幾ら船が新しくなっても経営改善への悪影響は避けられず、陸奥湾周遊観光の旅行企画にも支障を来します。蟹田―脇野沢航路の維持、活性化のためには船員の確保は喫緊の課題であり、県としても積極的な支援が求められると考えます。

そこで、二点伺います。

一点目として、新船「かけはし」の就航を踏まえ、利用促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

二点目として、船員確保に向け、県はどのような取組を進めているのか伺います。

続いて、ボールパーク整備基本計画案について伺います。

ボールパークと聞けば、多くの県民が楽天モバイル最強パーク宮城やエスコンフィールドHOKKAIDOのような近代的でにぎわいに満ちた空間を思い浮かべるのではないのでしょうか。飲食や買物を楽しめるだけではなく、イベントやアクティビティーが展開され、試合のない日でも訪れたくなる観光地としての魅力を備えた施設であります。

本県では、老朽化した県営球場の更新と県営スケート場との一体整備を背景に、青森市安田地区の県総合運動公園を整備予定地とするボールパーク整備基本計画案が示されました。計画では、「季節に応じて日常

的に集い楽しめるボールパーク」をコンセプトに、県民が思い思いに過ごせる空間づくり、多様なスポーツを楽しめる環境整備、そして、青森らしさを感じられる場の創出を目指すと考えております。

しかし、基本計画案では、どのような手順で整備を進めるのか、また、計画策定から完成までのスケジュールがどのように描かれているのか、県民が全体像を把握できる情報は十分とは言えません。大規模で長期にわたる事業であるからこそ、明確な工程と見通しを示すことが重要と考えます。

そこで、一点目として、ボールパーク整備基本計画案の概要について伺いたいと思います。

また、整備区域は複合施設エリアと賑わい創出エリアに区分され、それぞれ異なる役割を持たせながら整備を進めるとされております。飲食、物販、イベントなど、交流の場としての役割が期待されますが、県としてどのような狙いと効果を見込んでいるのかを明確にすることが求められます。

そこで、二点目として、複合施設エリアの整備内容について。

三点目として、賑わい創出エリアの整備内容について伺いたいと思います。

続いて、統合新病院の整備について伺います。

統合新病院の整備は、単なる建物の更新ではなく、県民の命を守る基幹インフラとして、確実かつ円滑に進めるべき最重要事業であります。一方で、近年は資材価格の高騰や労働者不足により全国で大規模工事の入札不調が相次いでおり、適切な発注方式を選択する重要性が一段と増しております。

発注方式には、一般的な設計・施工分離方式のほか、設計と施工を一括で実施するDB方式、さらには設計段階から施工者が技術協力を行うECI方式などがあるため、事業特性や市場動向などを踏まえ、最適な方式を選ぶことが不可欠であります。

そこで、一点目として、統合新病院整備事業における実施設計以降の発注方式について伺います。

次に、地元建設業者の参画について伺いたいと思います。

統合新病院整備事業は、政府調達協定の対象工事となる規模であることから、地元企業が受注できる可能性が大幅に低下し、県外大手企業の下請にとどまる懸念があります。統合新病院の整備は、解体、造成、病棟、立体駐車場、院内保育所など、多岐にわたる複合大規模工事であり、全体の工程管理や安全管理に高度なマネジメントが求められることは理解しております。しかし、技術力のある地元企業が単に下請にとどまらず、技術継承や人材育成につながる形で参画できるようにすることは、地域の建設産業を守る上で極めて重要だと考えます。

そこで、二点目として、統合新病院整備事業の発注では地元建設業者の参加が重要と考えますが、県の考えを伺います。

続いて、医療分野におけるICT活用の推進について伺います。

先般、環境厚生常任委員会として在宅医療の取組を調査した際、限られた医療従事者や資器材、ベッド数、さらには僻地医療といった厳しい条件の中で、ICTを活用した在宅医療が積極的に進められている状況を確認いたしました。本県でも医師不足や医療施設の減少が進む中、限られた医療資源を有効に活用するため、ICTを活用した医療提供体制の構築が進められていると承知しております。

本県は広大で、津軽、下北、三八上北それぞれで地理的条件が大きく異なります。特に中山間地域や半島部では医療機関までの距離が遠く、高齢化の進行も相まって通院自体が大きな負担となっております。こうした地域において、医療へのアクセス確保は県民の命と健康を守る上で極めて重要であり、オンライン診療や遠隔医療の推進は、本県にこそ必要な施策であると考えます。しかし、ICT導入には初期投資やネットワーク環境整備、人材育成など、多くの課題があり、医療機関が導入に踏み出せるよう支援が不可欠であります。

そこで、一点目として、オンライン診療の推進に向けた県の取組状況について伺います。

次に、オンライン診療車について伺います。

医療機関が少ない地域では通院に時間がかかり、自力での通院が困難な高齢者にとって大きな負担となっております。一方、医療機関側が移動して診療を行うオンライン診療車であれば在宅で診療が可能となり、通院負担の大幅な軽減が期待できます。これは、県内の多くの地域で医療提供体制の充実に寄与するものと考えます。

そこで、二点目として、オンライン診療車の導入により期待される効果について伺います。

続いて、防災教育センターについて伺います。

今年、同センターがリニューアルオープンすると承知しています。本県は、地震、津波、豪雪などの自然災害に加え、原子力関連施設や自衛隊、米軍基地が所在するなど、全国的にも特有の防災環境にあります。こうした状況を踏まえれば、県民一人一人が防災を学び、災害への備えを高めることは極めて重要であり、防災教育センターが果たす役割は大きいと考えます。しかし、展示を並べるだけの施設では県民が足を運ぶ機会は限られ、興味を持つて学べる場にはなりません。防災意識を高めるためには、行ってみたいと思える魅力ある施設にすることが課題と考えます。

そこで、一点目として、防災教育センターのリニューアルの概要について伺います。

地域防災においては、自助・共助・公助の考え方が極めて重要です。今冬の豪雪災害では、行政の除排雪である公助が追いつかない中、自助だけでは対応できず、地域住民が互いに助け合う共助の力で困難を乗り越えたお話をよく耳にしました。こうした地域コミュニティの連携は、県民の相互扶助の精神が根づいているあかしであり、大変誇らしく感じるところであります。県民の防災意識をさらに高めることは自助・

共助の意識醸成につながり、地域全体の防災力を強化する上で欠かせないと考えます。そのためにも、防災教育センターをどのように活用して、県民の学びと行動変容につなげていくかが重要です。

そこで、二点目として、県民の防災意識向上を図るため、防災教育センターをどのように活用していくのか伺います。

次に、津軽半島における安全・安心を確保する道路機能強化、とりわけ県道今別蟹田線小国峠区間の平たん化整備について伺います。

県は、令和八年度当初予算に小国峠バイパス化工事として五千六百一万円を計上し、いよいよ事業化が具体的に動き出すこととなりました。地域を代表し、これまでの御尽力に改めて感謝を申し上げます。

津軽半島北部に暮らす住民にとって、今別町と外ヶ浜町蟹田地区を結ぶ小国峠は、通勤、通学、買物、通院といった日常生活を支えるだけでなく、救急搬送や災害時の避難、物資輸送を担う極めて重要な社会基盤であります。

しかし、急勾配と急カーブが連続する構造で、今冬も散水融雪施設の故障により、坂道走行中に突然アイスバーンが現れるという危険な道路状況もございました。今回の事業化は、こうした課題を踏まえ、安全性向上や地域交通の確保、物流の安定化を求め続けてきた地元の声に県が応えていただいた結果であり、大変心強く感じております。

そこで、一点目として、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る取組状況について伺いたいと思います。

また、急勾配、急カーブが続く難所である小国峠は、バイパス化に当たっては道路勾配の設定やトンネルの有無など、ルート選定が極めて重要であります。地域の安全性向上と利便性確保の観点から、どのような事業内容を想定しているのか明確に示すことが必要だと考えます。

そこで、二点目として、同区間の道路整備に係る計画内容について伺います。

最後に、今冬の大雪への除排雪対応について伺いたいと思います。

本県では、昨年に続き、今冬も津軽地方を中心に記録的な大雪となりました。特に青森市では、除排雪に従事する労働力やダンプなどの車両が降雪量に対して明らかに不足し、対応が追いつかない状況が見られました。私は、とりわけ除排雪に必要な労働力と車両の確保という観点に焦点を当てて質問したいと思います。

御承知のとおり、除排雪作業の多くは地元建設業者が担っております。通常の降雪量であれば、建設業者は除排雪と本業である受注工事を両立できますが、今冬のように例年を大きく上回る降雪や短期集中型の豪雪になりますと、災害対応に近い緊急性を帯び、昼夜を問わず作業が続く状況となります。

さらに、公共工事の多くは年度末が工期になることが多く、建設業者にとつて一月から三月は繁忙期であります。そのため、豪雪の年は除排雪と工事を同時に進めざるを得ず、作業員の疲弊、安全性の低下、体調不良による欠員など、工事、除排雪双方に深刻な影響が生じます。私は、今冬のような豪雪時には施工中の工事を一旦中止し、除排雪を最優先とする運用、そして、夜間は除排雪に集中し、日中は作業員が休息できる環境整備が必要であると考えます。

そこで、豪雪の際、除排雪対策に優先して対応するための県土整備部の取組について伺いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 福士議員にお答えいたします。

私からは、まず、インバウンドの拡大に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、インバウンドの拡大に向けて、国・地域ごとに本県に対する認知度や市場の特性を踏まえた取組を戦略的に進めております。例えばリピーター客が多い台湾には、本県ならではの体験ができるコンテンツ情報を、ゴルフ需要が高い韓国には、ゴルフ場と宿泊やアクセスなどの情

報をインフルエンサー等を活用して発信するとともに、現地旅行会社への提案活動に取り入れ、旅行商品の造成を促進しております。

今後は、地球的視野に立ち、これまで以上にインバウンドの拡大を図るため、欧米やシンガポールなどからの誘客を強化するとともに、冬季の需要が高いインバウンドが本県の冬季観光をさらに力強く牽引するように、冬季の情報発信を一層強化してまいります。

続きまして、蟹田―脇野沢航路の新船の利用促進に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

今年四月から就航予定の新船「かけはし」は、広い座席スペースやイベントスペースを備えるほか、航行時の揺れを抑える装置やエレベーターなどのバリアフリー対応の設備を設けるなど、乗る人全てに優しく、誰もが快適に楽しく過ごすことができる船として建造されております。県では、新船がその名のとおり津軽、下北両半島を結ぶ架け橋となり、子供からお年寄りまで県内外の多くのお客様に愛され、利用される存在となっていくことを期待しております。

その実現に向け、むつ湾フェリー株式会社や関係市町村等と連携しながら、新船や船旅の持つ魅力を積極的に情報発信するとともに、ツアー造成の支援やモニターツアー等の実施により、乗船機会の創出や新規利用者の獲得に取り組んでまいります。

続きまして、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る取組状況についてお答えいたします。

令和六年能登半島地震などの被害状況も踏まえ、代替性や通年における走行安全性の確保等の観点で津軽半島の内陸部を縦断する当該路線の平坦化整備を進めることは、改正半島振興法で示された半島防災の推進に寄与するものであると私は考えております。

こうした中、昨年三月に、今別町及び外ヶ浜町と基本合意に至ったルート案について、その後、両町と情報共有しながら、調査、設計及び関係機関との協議を進めた結果、新規事業化の準備が整ったため、来年度、

道路詳細設計を行うこととしております。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） オンライン診療の推進に向けた県の取組状況についてお答えいたします。

県では、より多くの医療機関がオンライン診療を導入できるよう、令和七年度からオンライン診療の設備整備等に対する補助率を拡充したほか、令和七年六月には遠隔医療・オンライン診療セミナーを開催し、先進事例の紹介や遠隔医療機器等の展示を行いました。

その結果、オンライン診療設備整備の補助については、昨年度の約六倍となる十七施設から申請があったほか、厚生労働省にオンライン診療の届出を行った本県の医療機関数は、令和七年三月の六十七から同年十二月には七十九となり、この間の増加倍率一七・九％は全国一位でございました。

また、県の支援により、オンライン診療車を導入する医療機関数についても、昨年度の一施設から今年度は六施設まで増加する見込みでございます。

○議長（工藤慎康） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 初めに、統合新病院の実施設計以降の発注方式についてお答えいたします。

資材価格の高騰、建設技術者の不足、さらには建設業者の繁忙化により、全国的に大規模工事の入札不調が相次いでいる状況を踏まえ、実施設計以降の発注方式等について、建設業者の意向や動向に関してサウンディング調査を行ったところ、設計・施工一括方式であれば、実施設計の早期段階から施工体制が構築できること、コスト管理に優れていること、資機材の先行発注が可能となること、施工者が保有する技術を実施設計に織り込めること等のメリットがあることから参画しやすいとの御意見をいただいております。

また、本事業は、県内最大規模で技術的難易度が高いことに加え、建設地が軟弱地盤であるため、実施設計段階から施工者と一体的に検討を行い、技術的リスクを最小化する必要があります。

これらを踏まえ、本事業の特性と建設市場の状況に最も適合し、品質、コスト、工期の確度を高める上でも合理的である設計・施工一括方式を採用することとしています。

次に、地元建設業者の参加に関する県の考え方についてお答えいたします。

統合新病院の整備における地元建設業者の参画については、地域経済の活性化、開院後の維持管理や災害時における迅速な対応などの観点から、極めて重要と認識しています。

一方で、本事業は技術的難易度が高く、病院棟や立体駐車場等の施設が機能的かつ密接に連携する配置計画となっていることから、複数の工種を整理しながら安全かつ円滑に工事を進めるためには、工事全体の進捗や安全管理を統括する取りまとめ役が必要不可欠です。

このため、病院棟を整備する高度な技術を有する施工者が全体調整のリーダーシップを発揮しつつ、地元建設業者が既存施設の解体や立体駐車場、院内保育所、外構などの工区に主体的に参画できる乙型JV方式を採用し、地元建設業者の受注機会を確保したいと考えています。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 初めに、蟹田―脇野沢航路の船員確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

むつ湾フェリー株式会社では、令和六年度から船員の欠員による週二日程度の運休を余儀なくされており、国の船員求人サイトへの登録や近隣の航路事業者に対する船員の紹介依頼などの求人活動を行っています。

求職者との面談も行われていますが、現時点では船員の確保には至っておらず、来年度も週二日程度の運休が継続する見込みとなっています。

とから、県では、引き続き、船員の確保に向け、同社と県関係機関との情報交換の場を設けるほか、船員の採用活動や資格取得に向けた取組への支援を行うなど、同社の取組を積極的に後押ししていきます。

次に、ボールパーク整備基本計画案の概要についてお答えいたします。

ボールパーク整備基本計画案では、整備予定地を青森市安田の青森県総合運動公園とし、サウディング型市場調査における民間事業者の意見を踏まえ、整備区域を複合施設エリアと賑わい創出エリアに区分し、官民連携により整備することとしました。

整備のスケジュールについては、複合施設エリア内のスケート場は令和十三年冬頃のオープン、野球場やその他の施設については令和十五年春頃のオープンとしています。また、賑わい創出エリアについては、複合施設エリアの事業の進捗状況を踏まえつつ、事業者選定、設計、施工等を行い、令和十六年度から令和十八年度までの間の段階的なオープンとしています。

県では、現在、基本計画案のパブリックコメントを実施しており、そこで寄せられた意見を踏まえ、三月中に基本計画を策定することとしております。

次に、複合施設エリアの整備内容についてです。

野球場は、プロ野球の公式戦も開催可能な施設とするほか、日常的に開放されたオープンコンコース、イベント開催時にキッチンカーが出店できる場所や誰でも利用可能な休憩スペースなどを整備し、野球の試合がない日を含めて、多くの県民が様々な用途で楽しめる施設にしたいと考えています。

また、スケート場については、アイスホッケーやフィギュアスケートの国際規格にのっとったリンクとし、夏季は現施設と同様に、多用途での利用を想定しています。

そのほか、季節や天候にかかわらず利用できる屋内運動場、災害時の

支援物資の保管場所となる防災備蓄倉庫、複合施設と一体でにぎわいを創出する広場を整備することとしています。

次に、にぎわい創出エリアの整備内容です。

整備予定地西側の県営野球場や旧補助陸上競技場のある区域である賑わい創出エリアは、三内丸山遺跡、県立美術館と複合施設エリアをつなぐ屋外空間として、県立美術館に近い部分は緑豊かで安らぎを感じられる空間、現県営野球場跡地は、運動やスポーツを楽しめる空間とし、民間収益施設の誘致も想定しています。同エリアは、文化、アート、運動、スポーツ、アウトドアなど、様々な利用が期待できるエリアと考えており、官民が連携して新たなにぎわいを創出し、ボールパークの魅力をより高めるエリアにしたいと考えています。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） オンライン診療車の導入により期待される効果についてお答えいたします。

オンライン診療車の導入は、患者の移動負担の軽減につながり、通院が困難な方の治療中断等のリスクを低減させ、適切に医療を継続できるようにすることが期待されます。

また、僻地等の医療資源が限られた地域でも専門的な医療の提供を受けられることが期待されます。

さらに、医療機関にとっても医師の移動が不要となるため、限られた時間でより効率的に診察することが可能となるなどの効果が期待されます。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 令和七年の本県における外国人延べ宿泊者数についてお答えいたします。

国の宿泊旅行統計調査によると、令和七年の本県の外国人延べ宿泊者数は、前年比二六％増の五十二万二千八百八十人泊となり、平成十九年の調査開始以来最も多く、青森県観光戦略に掲げる五十万人泊の目標を三

年前倒しで達成しました。

これを国・地域別で見ると、台湾が前年比二八％増の十六万七千三百九十人泊で最も多く、次いで中国が五六％増の八万六千六百六十人泊、韓国が一三％増の四万二千五百人泊、アメリカが四三％増の四万百三十人泊などとなっています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 初めに、陸奥湾のホタテガイ養殖業者が副業として別の魚種を養殖するまでに必要な取組とその対応についてです。

漁業者が新たな魚種の養殖を開始するためには、漁業法に基づき、県が免許する区画漁業権を取得しなければなりません。そのためには事前に養殖試験を行い、生育環境に適した養殖方法を確立し、安定生産が可能であることを確認する必要があります。

この養殖試験については、水産業普及指導員と漁業者が連携し、一定期間実施することになっており、その結果、安定生産が可能と確認された場合、県としては、区画漁業権の免許に向け、漁業者や所属漁協に対して、手続等に関する必要な助言や指導を行っていくこととなります。続きまして、令和八管理年度の大匠管理区分における小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量と管理方法についてお答えいたします。

国は、令和八管理年度のスルメイカ漁獲可能量六万八千四百トンのうち、大臣管理区分である漁船の総トン数が五トン以上三十トン未満の小型スルメイカ釣り漁業には、令和七管理年度の約三倍となる一万五千トンを配分することとしています。

漁場形成時期が早い海域での取り過ぎを防ぎ、遅い海域との不公平感を払拭するため、前期と後期に分割して、前期に当たる四月から十一月には一万三千六百トン、後期に当たる十二月から翌年三月には千四百トンを配分します。

なお、令和七管理年度に本区分で生じた超過分については、数量が確

定した段階で令和八管理年度の漁獲可能量から一括で差し引かれることとなっています。

次に、小型イカ釣り漁業の経営安定に向けた県の取組についてです。

県では、小型イカ釣り漁業の経営安定に向け、スルメイカの価格向上や操業の効率化を図る取組と併せて、スルメイカ以外の魚種や異なる漁業種類との組合せによる複合化の取組を推進しています。

具体的には、スルメイカの価格向上を図るため、県産業技術センターと連携し、生け締めしたスルメイカについての需要調査を実施したほか、これまで運用してきた漁獲情報管理システムの漁場位置などの詳細な情報を共同操業する船団内で共有できる機能を追加しています。

また、近年、本県周辺で確認されているケンサキイカに関する調査を行うとともに、イカ釣りの漁期以外で営むことのできる一本釣りなどの漁業種類を取りまとめ、その成果を漁業者に普及しています。

続きまして、子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業の内容と実績についてお答えいたします。

本事業は、枝肉重量や脂肪交雑などの遺伝的能力を推定するゲノミック解析技術を活用し、能力の高い優秀な雌子牛を県内に定着させることで、本県肉用牛の生産基盤の強化と市場評価の向上に取り組んでいるものです。

具体的には、ゲノミック評価を実施する生産者等に対して解析経費の全額を補助しているほか、子牛市場において評価結果を公表し、特に評価が高い雌子牛を県内生産者が繁殖雌牛として購入した場合に、最高二十万円の奨励金を交付します。

今年度の実績は、令和八年二月末時点でゲノミック評価を実施した県内の雌子牛が約七百頭となっており、これまで子牛市場に出荷され、評価結果が公表された約八十頭の中から、特に評価が高い八頭を購入した県内繁殖農家に対して奨励金が支払われる見込みです。

最後に、肉用子牛の評価向上に向けた県の取組についてです。

本県における肉用子牛の市場評価向上は、繁殖農家の所得増加につながることから、県としては、引き続き、ゲノミック評価の活用と優秀な雌子牛の県内定着を支援し、県内の繁殖雌牛の能力を底上げする仕組みづくりを進めていきます。

さらに、今後は肥育農家から選ばれる子牛の生産に向けた新たな指標を策定するため、県内外の肥育農家のニーズ調査や関係機関による検討会を実施するほか、繁殖農家を対象として子牛の育成技術のレベルアップを図る研修会を開催することにより、高品質で付加価値の高いあおり子牛ブランドを確立し、市場評価の向上につなげていきます。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 二点の御質問にお答えいたします。

まず、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る計画内容についてでございます。

当該区間の道路整備は、一・三キロメートルの現道活用区間と、約四百メートルのトンネルを含む二・四キロメートルのバイパス区間との合わせて三・七キロメートルの計画となっており、全区間の縦断勾配を道路構造令で定める冬期間の安全走行に必要な四％以下とし、当該区間の平坦化を図ることを目的としています。

このうち現道活用区間につきましては、道路幅員の拡幅や急カーブを解消し、完了した箇所から部分供用するなど先行して整備し、整備効果の早期発現を図ることとしております。

次に、除排雪対策に優先して対応するための県土整備部の取組についてお答えいたします。

今冬の大雪により、施工中の工事への影響が想定されることから、出先機関や業界団体に対して、大雪により施工できなくなった場合、地域の除排雪対策を優先して行う場合には、受注者の意向を踏まえて工事の一時中止や工期延長の措置を行うよう、今年一月に通知しました。

また、除排雪作業に必要な交通誘導警備員の確保が逼迫する地域にお

いては、元請業者の社員による代替を可能とする通知を併せて行い、県土整備部として受注者が除排雪対策に優先して対応できるよう取り組みました。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 防災教育センターに係る御質問二点についてお答えします。

初めに、リニューアルの概要についてお答えします。

令和七年一月に実施した青森県民防災意識調査では、多くの県民の皆様が防災に関心はあるとしつつ、防災に係る準備や行動を行っていないことが明らかになったことなどを踏まえ、普及啓発の一環として、消防学校の改築に合わせ、防災教育センターのリニューアルを行っているところです。

具体的には、地震体験や煙避難体験など、災害に係る体験や知識の習得ができる防災教育施設として、近年のデジタル技術の進展等を踏まえ、風水害や津波の危険をVR技術によりリアルに疑似体験できる防災VR体験、火災現場の映像が利用者の消火活動に連動して変化するリアルな初期消火体験、災害現場を再現した映像を投影した没入感のある空間で行う防災クイズ等を整備するなど、幅広い年代の方に楽しみながら防災を学んでいただけるよう工夫を凝らしています。

次に、防災意識向上に向けたセンターの活用についてお答えします。

県では、防災教育センターのリニューアルを契機に、より多くの県民の皆様に来館の上、防災について学んでいただきたいと考え、これに向けて、県のホームページやSNSを活用した広報、土曜日、日曜日の開館を行うなど、センターの利用促進を図っていくことを検討しています。

また、来館のみならず、県内各地で開催される防災イベントにおいて、防災VR等を体験できる機会を設定するなど、防災教育センターのコンテンツを最大限に活用しながら、防災意識の向上を図っていきます。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 詳細な御答弁をありがとうございます。それでは、再質問と要望をしていきたいと思っています。

陸奥湾漁業の振興につまましてですが、ホタテガイ養殖の代替魚種の候補として、マガキ養殖の質問をさせていただきました。先日、陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会でも新たな魚種での養殖漁業の導入などが協議されたようでございます。ホタテの人工採苗試験も、北海道からの稚貝の移入も、マガキの養殖も同じく陸奥湾養殖産業の再生への努力であると考えます。特に次世代を狙う若手漁業者は待ったなしと感じております。手続に關しての御支援は、どうかスピード感のある御支援をよろしく願いたいと思います。

次に、小型イカ釣り漁業の振興につまましては、昨年はいろいろと混乱を招いたようでございます。次年度は混乱を招かないように漁業者への周知、そしてまた、本県の優良な漁場に見合った漁獲枠の獲得をお願いしたいと思います。

次ですが、肉用子牛評価向上に向けた取組につまましては、私も初競りを見学させていただきました。県のゲノミック評価というところの取組がしっかりと成果を出しているということを感じました。御答弁にあったような市場評価の向上と経営基盤の強化への取組を引き続きよろしく願いたいと思います。

次です。蟹田―脇野沢航路につまましては、船員確保の重要性についてこれまでも御質問させていただきましたが、残念ながら、いまだ解決には至っておりません。むつ湾フェリーに対して、海上自衛隊の退職者とのマッチングについても以前お話しさせていただいたことがありましたが、雇用までには至っていないようでございます。

聞くところによりますと、大手の船舶会社であっても船員不足であり、大手と比べますと待遇面での差が出やすいという傾向があるようでございますが、蟹田―脇野沢航路は長期間拘束される外洋航海ではな

く、片道一時間程度の短期航海であることや地元雇用のよさをPRして、早期の船員確保に協力して取り組んでいただきたいと思います。

次に、ボールパーク整備につきましてでございますけれども、スケート場がアイスホッケーやフィギュアスケートの国際規格にのっとたリンクを造る予定だということでございましたが、野球場なんです、前にプロ野球も公式戦ができるような規格も検討しておるということでございましたけれども、現在はこういうお考えであるか、よければお聞きしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 野球場につきまして、これまで御説明してきたとおり、プロ野球の公式戦が開催可能な施設として整備する方針でございます。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 非常に期待しておりますので、本県のランドマークや観光名所となるような整備をお願いしたいと思います。

統合新病院の建設に当たりましては、DB方式を採用予定ということでございます。地元業者が地域の発展に責任を持って参画して取り組みことは、地域にとつて大事なことでと考えております。地元企業が参画しやすい発注方式の検討をいただいているということも確認できましたので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、医療分野におけるICTの活用についてでございますが、増加率が全国ナンバーワンという御答弁もございました。地域格差の大きい本県医療の方向性としては、ICT医療が有効だと考えます。津軽半島北部では、救急搬送におきまして、対応可能な医療機関まで一時間以上を要するケースもございます。地域住民は大きな不安を抱えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

この現状を鑑みて、今別町では識者を交えた地域医療連携等研究会を立ち上げ、ICTを活用した医療空白の解消に向けた検討が進められて

おります。地域医療格差の少ない青森県となるよう、引き続き医療体制の構築に取り組んでいただければと思います。

県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備につきましては、計画が全長が三・七キロ、そして現道活用区間が一・三キロ、新規バイパス区間は、トンネル区間四百メートルを含めて二・四キロメートルという御答弁でございました。いよいよ現道活用区間から整備に着手することとなります。スピード感のある整備をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、今冬の大雪への対応について再質問したいと思います。

地域の除排雪作業を優先して行うことができるように、申出のあった場合の工事の一時中止、工期延長を行うことを既に通知されているということでございます。しかし、年度末工期の工事では、年度内予算の執行や事業年度の制約、国の補助事業の期限などによりまして、工期延長が容易ではないのが現状であります。こうした制度の制約がある限りは県民の生活を守るための除排雪に十分に振り切った対応はやはり困難なのではないかと考えます。

そこで、施工中の工事に関しては柔軟な工期の対応が必要と考えますが、通知後の対応状況について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県からの通知の後、施工中の工事につきまして、受注者からの工期延長などの協議がありましたほか、発注者側からも除排雪作業による工期への影響について受注者側に確認しております。

また、受注者との協議におきましては、現場の実情を踏まえて、対象となる工事の工期が年度末までの場合にあつては、工期延長に伴う次年度への予算の繰越しを行い、また、一時中止などの期間が短期間であっても現場維持費が増加する場合には、変更契約で対応するなど、適切に対応しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 建設会社が除排雪作業に集中できるようにしっかりと対応しているようであります。

しかし、この取組が活用されなければ意味がないと考えます。除排雪作業に従事されている方の中には、自宅の雪片づけを後回しにして道路の除排雪作業をしているという現実もございます。今回、我が自民党派としても、実効性のある方針を明確にするよう、豪雪の状況下において建設事業者の工期延長や一時中止が可能となるような環境整備を求める意見書を提出させていただきました。翌年度のために今冬の申請数や工事件数などを精査しまして、より利用しやすい制度となりますよう、環境整備をよろしくお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時三十八分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。——後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。登壇のお許しをいただきありがとうございます。今回で六回目的一般質問となりました。

この三年間で日本はどうなったか振り返ってみますと、我が国のGDPはドイツに抜かれ、インドにも抜かれ五位に、国民が自由に使えるお金は、税金と社会保険料の負担増と物価高で減る一方です。貧困率上昇は少子化を加速させています。失われた三十年は既に三十五年となり、日本は安い国に成り下がってしまいました。

この間、我々日本人はサボったのでしょうか。どの民族よりも勤勉で誠実な日本人。実際、日本企業は努力をして経常利益を上げてきました。しかしながら、その利益は国民のお給料ではなく、外国人株主の手にわ

たっています。株主配当はこの三十五年で九倍、人件費はほぼ横ばい、戦後、高度経済成長を成し遂げた名立たる日本の大企業は、多くの株を外国人投資家に買われてしまいました。現在、日本株市場の約三分割は外国投資家が保有しており、代表的企業であるソニーグループなどでは約六〇%が外国株主です。表向きは日本企業でも、実態は外国株主が利益を得るための経営になっている。つまり、経済植民地とも言える状況です。

日本人が大切にしてきた三方よしの商いやおかげさまという利他的な文化が、今だけ、金だけ、自分だけ、お金を稼ぐことだけのマネーゲームにのみ込まれてしまいました。グローバルエリートと言われる海外の一部の富裕層が国境を越えて世界中を意のままにコントロールし、さらに富を得る、そんな大きな利権構造がグローバルズムであり、選挙で選ばれたわけでもない人たちが国際機関やマスメディア、政治家たちを買収し、戦争さえもビジネスにしています。その結果、アメリカもヨーロッパも国内の経済や治安がめちやくちやになり、自分たちの国は自分たちでしっかり守らなければならない、自国の文化を取り戻そうという動きが加速しています。これが反グローバルズムの流れであり、国際化を否定するものでもなければ、排他主義でも排外主義でもありません。自分の家族は真っ先に自分を守るといってごく当たり前の考え方です。もはや国対国でもなく、保守対リベラルでもないのです。

そもそも、我が国が二六八六年、世界で唯一滅びることなく、日本国であり続けているのも、和をもって貴しとなすや八紘一宇の精神を大切にしてきたからです。八紘一宇とは、世界中の人々が家族のように仲よく暮らすことを願うという意味の日本書紀に由来する言葉です。争うことなく調和を保ち生きていた縄文の血を引く我々こそが世界を平和に導ける民族ではないかと思えます。

この冬、青森市内は本当に過酷な生活を強いられました。しかし、そんな中、すれ違えない車道も歩道も譲り合う。そこにはお互いさまの在

り方が息づいており、誰かがスタックしたら、近くににいる人たちがさつと集まり、力を合わせて助ける。スコップで掘る人、運転手に指示をする人、タイヤにかませるものを探してくる人、即席のチームがあちらこちらで誕生して、みんなが自分以外の人のために力を尽くす様子は、日本人のすばらしい精神性の高さだと思いました。と同時に、だからこそ、この真面目で忍耐強い青森県の人たちがもつと報われる社会でなければなりません。子供たちが誇りと希望を持って、心身ともに穏やかに成長できる青森であるために、順次質問をさせていただきます。

初めに、共同親権の導入を含む民法等の一部を改正する法律の施行についてです。

来月四月一日、改正民法が施行されます。離婚後の子の養育ルールを根本から見直すもので、実質的に約八十年ぶりの家族法の大改正となります。日本では、長年、離婚後は単独親権のみという制度でしたが、今回の改正により、共同親権が選択可能になります。海外の多くの国は、DV、監護能力などに応じて単独親権になる場合もありますが、離婚後共同親権が基本です。このため、単独親権のみだった日本は、国際結婚トラブル、ハーグ条約問題が指摘されていました。

厚生労働省の調査では、離婚後も面会交流を行っている割合は約三割にとどまり、半数以上が全く交流していないとされています。一方、欧米諸国では六割以上が定期的に交流しており、日本は極めて低い水準です。また、養育費支払い率も世界最低レベルと言われています。離婚後に養育費を現在受け取っている母子家庭は約三割にとどまり、欧米諸国の六割から八割と比べて極めて低く、離婚時に養育費の取決めも行っていないという人の割合が六割に上ります。

国際基準では、離婚後も両親と関係維持が子供の福祉に重要とされています。このため、多くの国では共同親権、共同養育が基本制度です。日本では、約十万人の子供たちが親の離婚によって片方の親に会えなくなっている現状が今回の民法改正によって改善されることが期待され

ています。

そこで、共同親権の導入を含む民法等の一部を改正する法律が四月から施行されることを踏まえた県の対応について伺います。

次に、自立援助ホームについてです。

自立援助ホーム制度とは、一九九七年につくられた制度であり、児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を行う施設で、主に義務教育修了後、原則十五歳以上で家庭にいられない・帰れない子供や若者が社会的自立を目指して生活する小規模な共同生活の場です。

主な対象は、次のような若者です。児童養護施設を退所したが、すぐに一人暮らしが困難な人、家庭内の虐待や経済的困窮により帰る場所がない人、高校中退や非行歴などで支援が必要な人、十八歳到達後も継続的な生活支援が必要な人。

また、施設の特徴としては、定員はおおむね六人前後の小規模、一般住宅に近い環境で生活し、職員が二十四時間体制で生活を支援、食事、家事、金銭管理などを実践的に学び、就労支援や進学支援を実施するというものです。児童養護施設が保護を中心とするのに対し、自立援助ホームは自立準備に特化した支援施設という性格を持っています。いわば社会に出る前の最後の伴走支援の場です。

令和七年九月一日現在、全国自立援助ホーム協議会に登録されている数だけで三百八十ホームと、一九九〇年代の百か所弱から大幅に増加し、約千五百人ほどの利用者がいると推計されます。

児童虐待相談件数は、全国で年間約二十二万件と高止まり、本県も三年連続で二万件を超えています。つまり、家庭に戻れない若者は決して少なくないという現実があります。自立援助ホームは、義務教育修了後の若者が社会的自立を目指す小規模施設であり、いわば最後のセーフティネットです。近年の制度改正で十八歳到達後も原則二十歳まで継続可能、特別な事情があれば二十二歳の年度末まで延長可能となりました。これは十八歳の壁対策として国が強化した部分と理解しています。

十八歳到達で公的支援が急減する中、この制度の充実が若者の貧困の連鎖を防ぐ鍵となると考えます。

そこで、以下の二点について質問します。

県内の自立援助ホームの数と利用者数について伺います。

二つ目に、社会的養護が必要な児童の自立に向けた県の支援状況と今後の取組方針について伺います。

次は、職員のメンタルヘルス対策についてです。

総務省が一昨年に公表した地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会の報告書によりますと、令和四年度における精神及び行動の障害による長期病休者率の推移は、十年前の約一・八倍、十五年前の約二倍に上ることです。なお、同調査による男女別・年齢区分別の精神及び行動の障害による長期病休者率のグラフを見ますと、二十代、三十代、特に二十代の女性職員の長期病休者率が高いという特徴がありました。精神及び行動の障害の長期病休者率全体に占める割合は六六・八％であり、引き続き増加しています。

青森県人事行政の概要を確認したところ、遡ること平成二十二年に既に、「近年、心の疾病に起因する休職者が増加する傾向にあり、職員の心の健康保持が重要な課題となっていることから、今後ともメンタルヘルス対策の充実に向けた一層の取組が必要」との記載がありました。平成二十四年にも、「職員が自分の心身の健康状態を把握し、早期に対処すること、また、管理監督者が部下の状態を把握し、適切に対処することにより予防や早期発見、早期対応に努める、また、円滑な職場復帰や再発防止を促進することが必要」との記載があり、管理職の関わり方や予防が重要であることもその当時も認識されていました。平成二十五年以降は記載がなくなっていたんですが、この問題が改善されていたかどうかは分かりませんが、令和四年以降は再び、ストレスチェックの活用や相談窓口などの対策、メンタルヘルス不調による病休者等に対しては、安心して職場復帰できるよう早期に総合的な復職支援を行うこ

とが重要と、継続的、積極的に取り組むこととされております。メンタルヘルス対策は、休職する本人だけの問題ではなく、職場全体の機能に影響を与えることであり、行政機能維持の根幹でもあります。

そこで、本県の知事部局におけるメンタルヘルス不調による長期病休者の状況について伺います。

そして、メンタルヘルス不調による病休者等が出にくい職場環境の整備などの対策強化が急務と考えますが、知事部局ではどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、病院局における働きやすい職場環境の整備についてです。

病院職員や医療従事者の方は、夜勤や交代制の勤務、緊急対応などが多く、一般的に見てもバーンアウトやストレス負荷が高い職種かと思えます。

令和六年度病院局に係る事業管理、財務事務の執行についての包括外部監査結果報告書では、客観的な指摘がいろいろなされておりまして、理念・基本方針から経営計画、管理会計、ガバナンス体制の見直しなど、様々ございました。やはり企業は人なり、県民の命と健康に関わる病院局で働く方々が、まずは心身ともにウェルビーイングでなければなりません。

そこで、職員の心の健康を支える体制と、これまでの対応状況について伺います。

二つ目に、働きやすい職場環境の整備に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次は、県営住宅の管理についてです。

県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で賃貸することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。健康で文化的な生活を確保するためのセーフティーネットとして重要な役割です。

しかし、近年は、入居者の高齢化とそれに伴う独り暮らしのお年寄り

の増加、建物の老朽化、そして空き家率の増加などが全国的な課題として挙げられています。また、家賃の滞納についても、その額は都市部では数十億円の単位になっています。家賃や駐車場代の滞納は、現在入居中の方の滞納（入居者滞納）と、滞納したまま退去した方の滞納（退去者滞納）という二種類がありますが、大阪府の場合、入居者の令和六年度分の家賃等収納率は九九・五%ですが、滞納額の合計は三十三億六千万円になっているということです。

また、公営住宅に住む外国人の数も増えています。埼玉や東京などの首都圏だけでなく、愛知県、北海道、三重県など、特定の地区で外国人の比率が四割から六割を超える住宅も存在します。今の政府の方針でいくと、今後ますます家族帯同で日本にやってくる外国人は増えていくでしょう。そんな様々な課題を抱える県営住宅の管理について、以下四点質問します。

一つ目に、県営住宅の施設の現状及び基本的な管理方針について伺います。

二つ目に、県営住宅入居者の入居状況及び高齢者の状況について伺います。

三つ目に、県営住宅家賃の滞納額の状況及び滞納の解消に向けた取組について伺います。

四つ目に、県営住宅に入居している外国人の割合と国籍について伺います。

続いて、企業版ふるさと納税制度について伺います。

高市政権に替わり、これまでのデジタル田園都市国家構想総合戦略を変更し、「地方創生に関する総合戦略」これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略」が昨年十二月二十三日に閣議決定されました。政府は、強い経済の実現に力点を置いた全体戦略としての地域未来戦略を今年の夏をめどに取りまとめるとしています。強い経済、豊かな生活環境、選ばれる地方という目標を設定し、それを実現するための政

策を具現化することですが、どのような政策が打ち出されるのか、とにかく一刻も早く地方経済を強くしてほしいと願っています。

そんな地方創生の取組の中で、「人や企業の地方分散」産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生」の中に位置づけられているのが地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税です。地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除するというものですが、そこで、企業版ふるさと納税制度の概要について伺います。

内閣府によりますと、令和六年度の企業版ふるさと納税の寄附総額は、前年度比約一・三倍の約六百三十一・四億円に達し、過去最高を更新、寄附件数も約一・三倍の一万八千四百五十七件に増加しています。令和六年度までの累計では千六百三十一の地方公共団体がこの制度を活用、また、寄附を行った企業の数も八千四百六十四となり、いずれも前年度を上回るなど、急速に普及拡大しています。

そこで、本県の状況はどうでしょうか。企業版ふるさと納税制度に係る過去五年間における寄附の件数と金額について伺います。

そして、令和六年度における企業版ふるさと納税制度を活用した主な取組について伺います。

次に、おとといの櫛引議員の御質問にもありましたが、半導体関連産業の誘致の取組についてお聞きます。

県では、今年度当初予算に半導体関連産業誘致促進事業として約四千七百万円が盛り込まれております。

昨年十月、台湾の半導体関連企業等に対して本県の立地環境を広く情報発信し、本県への産業立地を促進するという目的で、あおり産業立地フェア in 台湾が台北市で開催されました。その後、十二月には、本県に興味を示している台湾企業四社から九名が四泊五日の日程で県内の企業や研究機関を巡る視察に訪れたという報道がありました。各地誘致合戦で加熱している半導体関連産業ですが、そこで、以下の二点につ

いて質問します。

一つ目に、半導体関連産業誘致に向けた取組を実施した手応えについて伺います。

二つ目に、今年度の取組を踏まえた半導体関連産業の誘致について、県の考え方を伺います。

次に、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてです。

青森県は、十月六日、総務大臣から同意を得て、再生可能エネルギー共生税が地方税法第四条第三項の規定により、法定外普通税として課税されることが決まりました。これにより、新税と一体となって青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が施行されました。

この条例は、青森県内の自然環境、景観、歴史、文化を良好な状態で未来に継承するとともに、再生可能エネルギー発電事業の円滑な導入を目的として保全すべき地域を定め、再エネ事業に必要な手続を示しています。条例は、ゾーニングと合意形成手続の二つで構成されておりまして、ゾーニングでは環境保護を最優先とし、再エネ事業を基本的に実施できない保護地域、原則計画できないが、市町村と合意することで再エネ事業を計画できる保全地域、それ以外の地域を調整地域と設定しています。その上で、調整地域及び保全地域のうち、市町村の申出によって、地域の自然環境、景観、歴史、文化などと共生できると知事が認めた地域を共生区域として指定し、意見交換会や説明会などの合意形成プロセスの一部を省略できるとともに、非課税での事業が可能となるというわけです。

青森、岩手県境での陸上風力発電計画の中止が九月に入ってから明らかになり、規制を背景とした事業撤退が初めて表面化しました。一方で、県には、再エネ事業を促進する共生区域化への相談が増えているとの報道もあります。

そこで質問します。

一つ目に、共生条例に基づき事業者が行った手続の状況について伺います。

二つ目に、条例施行前に、既に環境影響評価手続を始めていた再生可能エネルギー発電施設の設置計画はどのような取扱いになるのか伺います。

三つ目に、共生条例の施行により、自然、地域と再生可能エネルギーとの共生を図る上でどのような効果があったのか、県の考えを伺います。

さて、東北新幹線は、今年、全線開業十五周年を迎えます。そして、北海道新幹線新函館北斗―新青森間は、三月二十六日で開業十周年を迎えます。

私も議員になる前の九年間、本県と北海道の道南地域を一つのエリアとして津軽海峡交流圏を形成する取組、ラムダ作戦会議のメンバーとして関わらせていただいていたいました。十二月から今月いっぱいまで青森県・函館観光キャンペーンが行われておりますし、一月二十一日から十二月三十一日まで北海道新幹線開業十周年キャンペーンも始まっております。

先日、二〇二五年に青森県に宿泊した日本人とインバウンドの延べ人数が速報値で五百十二万五千八百八十人となり、過去最多、前年からの伸び率は一三・六%で全国一位と発表がありました。午前中も御答弁にありましたように、このうちインバウンドの延べ人数は五十二万二千八百八十人で過去最多を更新し、県が二〇二八年までに目標としていた五十万人を前倒しで上回ったということで、明るいニュースです。知事も目標を年間七十五万人に上方修正する方針を先日示されていらっしゃると思います。

国際定期便増便が追い風になることも期待されますが、ＪＲ東日本でも今月から訪日外国人向けの鉄道パスが新しくなり、増加するインバウンドの地域流動拡大を目指しています。そこで期待されるのが、青

函トンネル内の高速走行です。

青函共用走行区間における北海道新幹線の高速走行について。

国の取組状況について伺います。

高速走行できない理由は、在来貨物列車との共用構造であるからで、抜本的な解決策として、新幹線専用トンネル新設、第二青函トンネル構想が議論されています。私も二年ほど前から青森県出身の参政党、山中泉参議院議員と共に、この構想を訴えております。これは、単に新幹線の高速走行の実現で観光経済効果が期待されるだけではなく、物流の安定化、建設投資で生まれる雇用、国土強靱化などの効果があると考えます。自衛隊、物資輸送経路など、災害時のリスク分散にもつながること、インフラが整備された地域は人も集まり、成長することなどから、本県にとっても、北海道にとってもメリットが大きいと専門家も指摘しています。

そんな中、昨年九月、青森商工会議所青年部と今別町商工会青年部が第二青函トンネル構想を推進するための連携協定を結んだとの報道がありました。また、与党の国会議員による建設プロジェクト推進議員連盟が十二月九日に設立されたということで、議論が本格化することが期待されます。

そこで、第二青函トンネルを整備すべきと考えますが、県の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 後藤議員にお答えいたします。

私からは、まず、社会的養護が必要な児童の自立に向けた県の支援状況と今後の取組方針についてお答えいたします。

県では、児童養護施設等を退所した方を含む社会的養護経験者の孤立を防ぎ、自立を支援するため、令和六年度から青森県社会的養護自立支援拠点事業を社会福祉法人に委託して実施しております。

本事業では、児童養護施設等の退所を控えた方や退所した方などを対象に、住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援、対象者が気軽に集まる場所を提供し、意見交換や情報交換、自助グループ活動の育成支援を行い、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援などを行っており、令和七年度は十二月末時点で八十六人、延べ五百六十八回の支援を行いました。

今後、本事業の利用促進に向け、対象者等へ広く周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、社会的養護が必要な児童の自立を支援していきます。

続きまして、今年度の取組を踏まえた半導体関連産業の誘致に関する県の考え方についてお答えいたします。

これまで、台湾からの半導体関連企業の誘致の取組により、一部の台湾企業による具体的な立地検討の動きも出始めていることから、来年度も台湾での立地フェアの開催や企業訪問活動を継続していくことが重要と考えております。

一方、国内に目を転じれば、特定地域への集積を伴う人材逼迫やインフラへの負荷といった構造的課題が顕在化しつつあるほか、自然災害リスクなど半導体の安定供給確保に向けた取組の必要性が増していると認識しており、本県がその補完拠点としての役割を果たせるよう、国内の半導体関連企業をターゲットにした誘致活動にもさらに力を入れてまいります。

続きまして、共生条例の施行により、自然、地域と再生可能エネルギーとの共生を図る上でどのような効果があったのかについてお答えいたします。

共生制度の運用開始により、事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置に関するゾーニングを踏まえて設置計画の立案ができるようになったほか、地域との合意形成に向けて、早い段階から市町村や地域住

民と対話を始める動きが見られております。他方、市町村においては、それぞれの地域において共生区域の設定などの検討が始まっておりま
す。

私は、今後も、制度の適切かつ円滑な運用を図ることにより、本県の
恵み豊かな自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承し
ていくとともに、再生可能エネルギーの円滑な導入と地域社会の健全な
発展につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 職員のメンタルヘルス対策についてお答えい
たします。

まず、本県の知事部局におけるメンタルヘルス不調による長期病休者
の状況についてです。

知事部局において、メンタルヘルス不調によって令和六年度中に年間
三十日以上病気休暇等取得した職員は、男性が四十八名、女性が三
十九名の合計八十七名となっております。年代別では、二十代が二一％、
三十代が三〇％、四十代が一八％、五十代が二四％などとなっております。

次に、メンタルヘルス不調による病休者等が出にくい職場環境の整備
の取組についてでございます。

メンタルヘルス対策については、心の健康に係るセミナーの開催や専
門医による相談対応等を行ってきましたが、業務に起因するメンタルヘ
ルス不調による病休者等の発生を防ぐためには、不調者の早期発見、早
期対応による予防対策の拡充が特に重要と認識しております。

そこで、職場の管理監督者による部下職員への早期のケア、いわゆる
ラインケアを強化するため、昨年十月からラインケアサポート事業を実
施し、管理監督者が中心になって必要なケアを進めております。

今後とも、職員によるセルフケアや管理監督者によるラインケアなど

を通じ、全職員が心身ともに安心して働くことができる職場環境づくりに継続的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 企業版ふるさと納税制度に関する質問三点に
ついてお答えします。

まず一つ目、納税制度の概要でございます。

企業版ふるさと納税制度は、地方創生の実現に向け、民間企業が各地
域の取組に理解を深め、寄附を通じて積極的に貢献することにより、官
民が連携して地方創生を進めていくための仕組みとして、平成二十八
年に創設されました。

これにより、国が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対し
て企業が寄附を行った場合、寄附金の損金算入措置に加えて、法人住民
税で寄附額の四割、法人事業税で寄附額の二割の税額控除が行われ、最
大で寄附額の約九割が軽減されるものであります。

続きまして、過去五年間の寄附の件数と金額についてであります。

令和二年度から令和六年度までの企業版ふるさと納税に係る本県の
寄附実績は、件数で二十五件、金額で一億五百十二万円となっております。

最後に、令和六年度の制度を活用した主な取組についてであります。

本県では、地域再生計画となります。あおり創生推進計画に掲げた施
策である、一つ、所得向上と経済成長につながる魅力ある多様なしごと
づくり、二つ、こどもの健やかな成長、県民一人ひとりの健康づくり、
三つ、持続可能な地域づくりのいずれかに該当する取組について、寄附
を受け入れております。

令和六年度におきましては、SDGs関連、災害や危機に強い人づく
り、地域づくりなどについて、五つの民間企業から寄附の申出がござい
ました。これを受け、アップサイクルビジネス推進事業、地域防災活動
強化促進事業、実践的防災教育推進事業、脱炭素に向けた地域共生型エ

エネルギー活用推進事業、「もつと地元が好きになる」若者主役の県内定着・還流促進事業、以上五つの事業において寄附を活用しているところ
です。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問二点にお答えいたします。

まず、共同親権の導入を含む民法等の一部を改正する法律が施行されることを踏まえた県の対応についてです。

県では、法改正の内容について、独り親家庭を含む県民への周知を図るため、県ホームページへの掲載や国が作成したリーフレット等を市町村及び県の福祉事務所に送付し、相談窓口で相談者に配付するよう依頼しております。

また、福祉事務所の母子・父子自立支援員やひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、離婚をお考えの方や独り親家庭からの相談に引き続き対応していくほか、今後発出される国からの通知等に沿って適切に対応していきます。

次に、県内の自立援助ホームの数と利用者数についてです。

自立援助ホームは、本年一月時点で八戸市に三か所、青森市、弘前市及び六戸町に各一か所の計六か所設置されております。

本県に初めて自立援助ホームが開設された令和二年四月から令和七年十二月末までの間に自立援助ホームを利用した実人員は三十名であり、本年一月時点の利用者数は十二名となっております。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 青函共用走行区間における高速走行に向けた国の取組状況についてお答えいたします。

北海道新幹線の青函共用走行区間では、新幹線と貨物列車のすれ違い時の安全を確保するため、速度を落として走行していますが、時間帯区分方式による高速走行を段階的に拡大してきており、現在はゴールデンウィーク、お盆、年末年始の特定時期に、青函トンネル内において時速

二百六十キロメートルでの走行が実施されています。

国では、青函共用走行区間の青函トンネル以外の区間においても、特定時期の時速二百六十キロメートル走行に向けてシステムの改修などを進めることとしており、今後、検討が順調に進めば、令和十年度の実現を目指すとしています。

また、さらなる時間帯区分方式の段階的拡大について、社会経済的効果を踏まえながら検討を進められていくとともに、全区間、全ダイヤの高速走行に向けては、引き続き、様々な観点から検討が進められていくと承知しております。

次に、第二青函トンネルの整備についてお答えいたします。

第二青函トンネルの整備については、これまで、一般社団法人日本プロジェクト産業協議会などによる構想が発表されているほか、県内でも第二青函トンネル構想実現に向けた今別町推進会議による講演会開催などの動きがあります。

北海道新幹線高速化などの効果が期待される一方で、実施主体、整備費用といった課題があること、また、国や北海道庁において具体的な動きがないことから、県としては具体的な検討をする段階に至っていないと考えています。引き続き、国、北海道、経済界などの動向を情報収集していくこととします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点にお答えいたします。

まず、共生条例に基づき事業者が行った手続の状況でございます。
令和七年七月一日に共生条例を施行した後、これまでに風力発電事業二件、太陽光発電事業一件について、共生条例の手続が行われております。

一件目の風力発電事業は、事業者が昨年十一月に住民等を対象とする意見交換会を開催し、十二月に再生可能エネルギー発電施設設置計画案を県に届出し、これに対し、知事意見を二月六日付で通知したところで

す。その後、事業者においては、環境影響評価手続を開始したところでございます。

二件目の風力発電事業は、先月下旬に住民等を対象とする意見交換会が開催されたところであり、今後、施設設置計画案等、一連の手続が行われることとなります。

太陽光発電事業は、六ヶ所村から農山漁村再エネ法に基づく計画の認定を受けて実施する旨の届出が二月二十六日付であったところでございます。

次に、条例施行前に環境影響評価手続を始めていた施設設置計画の取扱いでございます。

共生条例の施行日前に環境影響評価手続の最終段階である環境影響評価書を公告している設置計画は条例の対象外となります。

共生条例の施行日の時点において環境影響評価手続中であった設置計画は条例の対象となり、環境影響評価手続の終了後に事業者が行う説明会の開催や設置計画に係る知事の認定を受ける必要があります。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 半導体関連産業誘致に向けた取組を実施した手応えについてお答えします。

県では、今年度、半導体関連産業の誘致に向けて、台湾における立地フェアの開催と現地企業への訪問活動、台湾企業を本県に招いての視察ツアーの実施、県内の大学生の地元半導体関連企業への理解促進などに取り組ましました。

こうした取組により、本県への立地に関心を示す台湾企業の発掘や関連団体等とのネットワークが構築されるなど、誘致に向けた基盤が整いつつあるのに加え、一部の台湾企業による具体的な立地の検討の動きも始まるなど、取組を継続していくことの重要性を認識しているところです。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県営住宅の管理に関する四点の御質問にお答えいたします。

まず一点目、県営住宅の施設の現状及び基本的な管理方針についてでございます。

県営住宅は、県内七市に三十四団地を整備しており、これらを合計いたしますと、住棟数は四百二十六棟、住戸数は約五千四百戸となっております。

このうちの大部分を占める鉄筋コンクリート造りの建物では、建設から約四十年を経過したものが約六割となっているなど、老朽化が進んでいます。

このため、県では、青森県県営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や改修工事を実施するとともに、令和十二年度までに六百三十四戸を用途廃止することとしております。

次に、二点目、県営住宅入居者の入居状況及び高齢者の状況についてでございます。

県営住宅の入居率は、今年一月末現在で七三・一％となっております。

また、入居者に占める六十歳以上の高齢者の割合は、今年一月末現在で四四・四％となっております。

続いて、三点目、県営住宅家賃の滞納額状況及び滞納の解消に向けた取組についてでございます。

県営住宅家賃の滞納額は、平成二十七年年度末時点の約二億七千万円をピークとして年々減少しており、令和六年度末時点では約八千八百万円となっております。

家賃の滞納者に対しては、未納通知書の毎月の送付、状況に応じた納付指導、連帯保証人に対する履行の請求、滞納家賃の支払い及び明渡し請求などの法的措置の実施などにより、滞納の解消に努めているところです。

次に、四点目、県営住宅に入居している外国人の割合及び国籍について

でございます。

今年一月末現在の県営住宅の全入居者のうち、把握している日本以外の国籍の入居者の割合は約〇・三%となっています。

これらの入居者の国籍は、中国、フィリピン、韓国などとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 病院局における働きやすい職場環境の整備について二点お答えいたします。

まず、職員の心の健康を支える体制と、これまでの対応状況についてですが、病院局では、運営部、中央病院、つくしが丘病院の各所属において、労働安全衛生法に基づく衛生委員会を設置いたしまして、職員の健康増進と働きやすい環境づくりを推進しているほか、特に中央病院では、専担の内部組織である職員健康支援課を設け、個別の相談に対応しております。

これまでの対応状況については、全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者には面談を行うなど、心の健康に不安のある職員の早期把握と支援に努めているほか、相談内容に応じまして問題解決に向けた助言を行っており、例えばパワーハラスメントについては、令和四年度十六件、令和五年度二十件、令和六年度十四件の相談を受け付け、その他の案件については、令和四年度十八件、令和五年度十三件、令和六年度十四件の相談を受け付けています。

なお、メンタルヘルス不調による病気休職者も、令和四年度十一名、令和五年度十名、令和六年度七名と毎年度一定数発生してきているため、令和七年度から所属長、産業医、衛生管理者、臨床心理士などが連携し、個別の支援プログラムを作成する復職支援を実施することで、病気の再発を防ぐ取組をしているところです。

続きまして、働きやすい職場環境の整備に向けた今後の取組についてですが、病院局では、職員が安心して働き続けられる職場づくりを進め

るため、引き続き、各種相談への対応、全職員へのストレスチェックの実施、高ストレス者への面談、メンタルヘルス不調者への復職支援、ハラスメント防止の研修などに取り組んでいくこととしており、加えて、三月にはメンタルヘルス対策の手引を作成し、運用を開始したところです。

また、近年は、ハラスメントと受け取られることを懸念して指導の仕方に迷う、メンタルヘルス不調となった部下への対応に苦慮しているといった管理職からの相談も寄せられており、マネジメント力の強化に向けた研修等の取組も必要と考えております。

今後とも、こうした取組により、職員が心身ともに健康で安心して働き続けられる職場づくりを進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 御答弁ありがとうございます。順次再質問、要望等を述べさせていただきます。

まず、共同親権についてですけれども、既に一月から県のホームページに今回の改正内容などを分かりやすく掲載していただいていることを確認しておりました。感謝しております。今回の法改正は、まだ不足部分も多いと感じています。例えば養育計画は義務化するべきと私は考えていたりもします。

ただ、四月以降、この法律が施行になりますと、県や市町村の役割が非常に大きくなるかと思えます。既に離婚されている方が共同親権を希望されたりですとか、親子交流や学校行事の参加を希望されたり、また、そういった相談が増えてくることも予想されます。そのときに学校任せとか、自治体任せにするのではなく、ぜひ県が主体となって指導だったり、県独自のサポート体制を今後検討していただけるように要望いたします。

続いて、自立援助ホームについてです。

自立援助ホームは、児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業であ

り、運営費は国が二分の一、都道府県が二分の一を負担する仕組みと理解しています。すなわち、本県の財政判断が設置数や支援水準を左右する制度であります。若者の自立は将来の生活保護費抑制にも直結する重要政策であり、単なる福祉事業ではなく、将来への投資という意味合いもあると考えています。他県では、独自上乗せ補助により設置拡大もしています。

そこで、本県においても若者の流出防止や貧困の連鎖防止などの観点から、設置拡充や県独自の支援が必要と考えますが、見解をお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県内の自立援助ホームは、各施設の定員の合計は三十五名となっております。これに對しまして、本年一月時点の利用者数は十二名と定員を下回っております。また、ここ数年間で一時的に満床となった施設はございますが、ほぼ定員を下回っている状況となっております。

これらのことから、県としては、新たな施設の設置の必要性は高いものと考えております。

また、自立援助ホームの運営に必要な人件費、入所児童に係る費用に関しては、議員御指摘のとおり、国と県が負担率二分の一で全額負担する仕組みとなっており、県は、これらの費用について引き続き負担していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 満員になっていないというところで需要がないと解釈するのか、これは女性自立支援に関しても同様なことが言えるかと思うんですが、まだその存在を知らないですとか、どこからアプローチしていいか分からないといった方も多いかと思えます。

実際、ひきこもりの方々というのはかなりの数いらっしやいまして、全国で百四十六万人、青森県でも推計で一万四千人。ですので、十五歳

から六十四歳のうち、約五十人に一人がひきこもっているという計算になるわけで、社会で活躍できる世代の方々、人手不足という中で働き手となる人たちが自分の価値を生かし切れていないというような現状も社会課題だと思っています。

生まれ育った環境によって自分の価値を生かすことができないというというのは非常にもったいないというか、行政が取り組むべき課題であると思っていますので、ぜひそういった若者たちが自立して、そして、どんな過酷な状況で生まれ育ったとしても、そこから先、いつからでもどこからでも自分の人生のハンドルをしっかりと握って、よりよい人生を歩んでいけるんだといったことの支援を強化していただきたいと思っています。結果、そういう人たちが活躍していけば、経済効果、そして少子化対策にもつながっていくことだと思っています。

子ども食堂に予算がつくのももちろんあつてよいことなんですけれども、これは一時的なことであつて、抜本的な解決にはつながらないと思っています。つまり、子ども食堂が必要じゃない社会をつくるべきと考えておりますので、そんな幸せに生き抜く力をつけてもらえるような支援をぜひ御検討ください。

そして、続いて、県営住宅に関する質問なんですけれども、まだ他県に比べますと、外国人比率というのは本県ではそんなに多くない現状で、県営住宅においてもそうだということが分かったんですが、入居に伴うトラブルとか、苦情というのは、これは外国人に限らずですが、多々あると思うんですが、外国人が含まれていたトラブル事例というのがあれば教えてください。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県として把握しております今年度の苦情の件数は、今年一月末現在で延べ千百八十二件となっております。このうち日本以外の国籍の入居者に対する苦情といたしましては、ベランダの利用方法に関するものが一件寄せられておりまして、指定管理者が

当該入居者に注意をいたしまして、既に改善されたと承知しております。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

あと、共益費の未納問題というのも悩ましいと聞いておりました。包括外部監査結果の対応状況等を見ましたら、やはり共益費の未納が百万円を超えているというのがあったりとか、これは町会などが徴収に苦慮していると聞きます。これは法的措置ができないので、県のほうでとか、自治体のほうで徴収できない、制度的に問題があるなということころはあるんですけども、この共益費の未納問題について何か取り組んでいることがあればお聞きしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 申し訳ありません、今、手元にその資料がございますので、答弁ができません。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 分かりました。これはちよつと制度が改善できるといいなと思っております。町会長さんたちが非常に困っているという話がありました。

続いて、半導体関連産業誘致促進事業についてですけれども、企業誘致については、決して容易なことではなくて、御苦労も非常に多いかと思っております。

他県の事例を見ますと、例えばTSMCの誘致は熊本県ですけれども、経済効果を実感している県民は四割程度という報道があったりですとか、また、インフラ整備に関わる一部の会社だけ利益を得ていって、地元の小さな企業は逆に雇用を取られている面があったり、また、農地の減少や地下水の大量くみ上げ、交通渋滞など、県民が不満を感じているということもあるようです。

若者定着、そして産業の波及、経済安全保障の観点から、この誘致は

国内企業優先の方針にすべきと考えますが、知事はいかがお考えでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 半導体関連産業の誘致に関する県の考え方につきましては、国内の半導体関連企業をターゲットにした誘致活動にもさらに力を入れていく旨、先ほど知事から答弁申し上げたとおりですが、県といたしましては、企業誘致においては、誘致された企業が地域と調和し、地域産業の高度化や地域経済の持続的発展に資することが重要と認識しております、引き続き、若い世代をはじめとする県民の皆様が県内で十分な所得と働きがいを得られる魅力的な雇用の創出に全力で取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

続いて、共生条例についてなんですけれども、今後、風力発電と太陽光発電の廃棄問題、特に太陽光パネルはこれから深刻化することが予想されます。

条例の第十条に、事業者が施設を設置する予定の市町村に設置計画案を送付しなければならないとありまして、第七項に、「再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い生じる廃棄物の撤去その他の処理に関する事項」と書かれています。ただ、この計画の具体性はどのくらいチェックするのか、その実行がなされなかったことまでは触れられていません。

撤去の義務化ですとか、罰則規定を厳しく設けるべきと考えますが、知事のお考えをお聞きかせください。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 太陽光発電の利用後の廃棄の問題につきましては、さらに今後大量に発生するということも踏まえまして、全国的な問題であるというふうに、現在、国のほうでもかなり真剣

な議論がなされていると思っておりますので、そういったことについても、今後、情報収集しながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 廃棄、最後の後始末も含めて環境を守ることになると思いますので、ぜひよろしく願います。

最後に、第二青函トンネルは、道路にはなかなか国の予算がつかないというようなことがあるようなんですけれども、責任ある積極財政とおっしゃっている今の政府ですので、ぜひ期待したいところでございます。

フュージョンエネルギーと同様、第二青函トンネル構想も国家プロジェクトとしてもらえるように、地方の活性化のための重要性について声を上げていきたいと私自身も思っております。

全国初の取組を次々と実行していける宮下知事の姿勢は、閉塞感のある今の情勢の中で非常に県民にポジティブな影響を与えてくれると思っております。国家国民、青森県民の長期的な繁栄と幸せにつながる取組を引き続きお願い申し上げまして、私からの質疑を終わります。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後二時十二分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十三番吉田ゆかり議員の登壇を許可いたします。——吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 無所属の吉田ゆかりです。本日、登壇の機会をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。議長のお許しを得まして、所感を述べながら質問に入ります。

この冬、県内各地では記録的な豪雪に見舞われ、日常生活や交通、農林水産業などに大きな影響が生まれました。厳しい気象条件の中で連日の除排雪作業に御尽力された皆様、また、地域で支え合いながら生活を守ってこられた多くの県民の皆様に心から敬意を表するものであります。被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、昨年十二月に発生した青森県東方沖地震により被災された皆様にも心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の一日も早い復旧と安心して暮らせる生活の回復を願うものであります。

昨日、三月五日には県立高校入学選抜学力検査が行われました。受験に臨んだ生徒の皆様は、それぞれの夢や目標に向かって努力を重ねてこられたことと思います。これまでの努力が実を結び、希望する未来へと歩んでいけることを心から願っております。

また、先日行われた県立高校の卒業式では、地域の未来を担う若者たちが新たな一歩を踏み出す姿に触れ、大変感動いたしました。人口減少や地域課題が多い時代ではありますが、こうした若い世代の力こそが青森県の未来を切り開いていくものと感じるところであります。

私の地元である下北半島は、豊かな自然と文化を持つ地域である一方、半島という地理的条件から、医療や交通、産業振興など、様々な課題も抱えています。本日は、地域の声を踏まえながら、県政の課題について順次質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

初めに、青森県東方沖地震における被災浄化槽の復旧支援についてです。

令和七年十二月に発生した青森県東方沖地震では、住宅や生活基盤に様々な被害が生まれました。本県の汚水処理人口普及率は八割前後で推移しており、合併処理浄化槽の整備も進められています。

こうした中、東方沖地震の発生により、県内各地で住宅や生活インフラに被害が生じ、浄化槽についても地盤沈下や液状化が発生した地域で

は、浄化槽の傾き、浮上または配管の破損などの事例があったものと認識しております。浄化槽が被害を受けた場合、生活排水の処理が適切に行えなくなるおそれがあり、住民生活への影響だけではなく、周辺の生活環境や水質への影響も懸念されるところであります。

浄化槽は個人財産である側面がある一方、地域全体の公衆衛生を支える社会的インフラでもあります。しかしながら、地震や津波による浮上、破損、配管の断裂等が生じた場合、その修繕や入替えには多額の費用を要し、大きな負担となります。また、施工業者の確保や資材の調達にも時間を要するという課題も考えられます。また、今後想定される大規模地震などの自然災害に備え、浄化槽も含めた生活排水処理施設の防災・減災対策を進めていくことも必要であると考えております。

そこで、二点質問します。

一点目として、令和七年十二月に発生した青森県東方沖地震における浄化槽の被害状況について伺います。

二点目として、被災した浄化槽の復旧に対する県の支援について伺います。

次に、僻地医療の確保についてです。

本県においては、人口減少や医師不足などの影響により、医療機関や医師の確保が困難な地域が依然として多く存在しております。医療を受ける環境が厳しい地域においては、医療機関までの距離や交通手段の制約などから必要な医療を受けることが容易ではない状況も見られます。このような地域においても、住民が安心して暮らし続けることができるようにするためには、地域における医療提供体制を確保し、必要な医療を適切に受けられる環境を整備していくことが重要であると考えております。

また、近年は、情報通信技術、いわゆるICTの進展により、遠隔診療など新たな医療提供の形が広がっております。県においても、令和七年度からオンライン診療の設備や整備に対する支援を拡充して重点

的に取り組んでおり、医療機関への交通手段の確保が困難な僻地等においては、こうしたICTを活用した遠隔医療の導入が医療アクセスの向上や医療体制の維持に大きく寄与するものと期待されております。

そこで、二点質問します。

一点目として、医療を受ける環境が厳しい地域の住民が安心して医療を受けられる環境の整備に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

二点目として、僻地等におけるICTを活用した遠隔医療への県による支援実績について伺います。

次に、下北半島における安全・安心を確保する道路機能の強化についてです。

下北半島は、海に囲まれた半島特有の地理的条件にあり、交通ネットワークが限られていることから、災害や事故などによって道路交通が遮断された場合には、地域が孤立するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、災害時における孤立リスクの軽減や緊急輸送道路としての機能強化を図る観点から、道路ネットワークの整備を着実に進めていくことが求められております。

こうした中、下北地域を縦断する幹線道路である国道二百七十九号においては、安全性の向上や災害に強い道路づくりを目的として、各区間で道路整備が進められており、国道二百七十九号風間浦バイパスの整備が進められているものと承知しております。しかしながら、これらの事業について、地域住民からは、いつになるのか、まだなのかといった声が多くあることから、地域住民の安全・安心を確保する観点からも、着実な事業の推進が求められております。

そこで質問です。

国道二百七十九号木野部工区及び風間浦バイパスの取組状況と今後の予定について伺います。

次に、大間―函館航路の維持・活性化についてです。

大間町と函館市を結ぶ大間―函館航路は、本州と北海道を最短で結ぶ海上交通として、長年にわたり、人や物の交流を支えてきた重要な航路であります。この航路は、観光客の移動手段としての役割に加え、地域住民の生活や命を担う交通手段としても重要な役割を果たしており、下北半島地域にとっては地域経済や観光振興を支える重要な交通インフラであると認識しております。また、青森県と北海道道南地域との交流を促進する上でもこの航路が果たしている役割は大きく、両地域の観光振興や地域間交流を支える重要な基盤であると考えております。

しかしながら、人口減少や旅行形態の変化などにより、地方航路を取り巻く環境は厳しさを増しており、利用者数の減少なども課題となっていると認識しております。

また、午前中の福士議員への県の答弁にもありましたとおり、今年四月から津軽、下北両半島を結ぶ蟹田―脇野沢航路の新船「かけはし」が就航予定であり、県内の両半島を結ぶ重要な航路として充実が図られることとなっています。

こうした中、県民の生活交通、下北地域における防災上の避難航路として、この大間―函館航路を将来的に維持、活性化するためには、航路の安定的な運航の確保とともに、観光振興などと連携した利用促進の取組を進めていくことが重要であると考えております。

そこで、二点について質問します。

一点目として、大間―函館航路に対する県の認識について伺います。
二点目として、大間―函館航路の利用促進に向けた取組について伺います。

次に、企業誘致の推進についてです。

本県では、人口減少や少子高齢化が進む中、特に若い世代の県外流出が大きな課題となっております。進学や就職を機に県外へ転出した若者がそのまま県外に定着してしまう傾向も見られ、地域の活力の維持という観点からも、若者の県内定着を図る取組が重要であると考えております。

す。

私自身、地域の皆様からお話を伺う中でも、仕事があれば若い人が地元に残らない、若い人が戻ってきたくても働く場がないといった声を多く耳にしております。地域の担い手である若い世代が地元に残り、あるいは県外から還流してくるためには、安心して働くことのできる雇用の場や仕事づくりが何より重要であると強く感じております。

こうした中、若者が県内で働き、安心して暮らしていくためには魅力ある雇用の場を確保していくことが不可欠であり、そのためには県外企業の誘致や、既に県内に立地している企業の定着と事業拡大を促進していくことが重要であると考えております。

また、近年は、デジタル化の進展や働き方の多様化などにより、地方への企業立地の可能性も広がってきており、地域の特性を生かした企業誘致の取組がますます重要になっているものと認識しております。こうした取組は、新たな雇用の創出だけではなく、地域経済の活性化や産業の高度化にもつながるものであり、本県の持続的な発展にとっても重要な施策であると考えております。

そこで、若者の県内定着のためには、県外企業の誘致や誘致企業の事業拡大が必要と考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県内建設業の担い手確保についてです。

建設業は、道路や河川、港湾などの社会資本の整備や維持管理を担うとともに、地震や豪雨などの災害時には、迅速な応急復旧や除排雪対応など、地域住民の安全・安心な暮らしを支える重要な役割を果たしております。また、地域経済や雇用を支える基幹産業としても大変重要な役割を担っております。

しかしながら、建設業においては、全国的に就業者の高齢化が進む一方で、若年入職者が減少しており、担い手不足が深刻な課題となっております。本県においても同様の状況にあり、今後、社会資本の老朽化対

策や頻発化、激甚化する自然災害への対応を進めていく上でも、地域の建設業を支える人材の確保、育成はますます重要になってくるものと考えております。

このような中、将来にわたり地域の建設業がその役割を十分に果たしていくためには、若い世代の入職促進や労働環境の改善など、担い手確保に向けた取組を着実に進めていく必要があると考えます。

そこで、まず一点目として、県内建設業の担い手確保に向けた県の取組について伺います。

また、建設業の担い手確保を進めていくためには、若い世代に建設業の魅力や役割を理解してもらうことが重要であり、特に将来を担う子供たちに対して、建設業の仕事やものづくりの面白さを伝えていくことが大切であると考えております。

県では、建設現場の見学会や体験学習、建設現場の親子バスツアーなど、子供たちに建設業への理解を深めてもらう各種取組を行っており、こうした取組について継続的に進めていくことが将来の担い手確保につながるものと考えます。

そこで、二点目として、県内建設業の担い手確保のため、特に将来を担う子供たちへの普及啓発に関する県の取組について伺います。

次に、県立職業能力開発校における職業訓練についてです。

人口減少や少子高齢化が進む中、本県においては、建設業や製造業など、地域のインフラや産業を支える分野において人材不足が大きな課題となっております。特に道路や橋梁、上下水道などの社会インフラの維持管理を担う技術者や技能者の確保は、県民の安全・安心な暮らしを守る上で非常に重要であると考えております。

こうした中、若者をはじめとする求職者に対し、専門的な知識や技能を身につける機会を提供する県立職業能力開発校の役割はますます重要になっているものと認識しております。職業能力開発校においては、地域産業のニーズに対応した職業訓練の実施を通じて、即戦力となる人

材の育成や就職につながる技能習得の支援が行われているものと承知しております。また、若者の県内定着を図る観点からも、地域産業を支える人材の育成と確保を進めるため、職業訓練の内容の充実や就職支援の強化などが重要であると考えております。

そこで、インフラ機能を維持するための人材が不足している中、県立職業能力開発校における職業訓練について、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、多様な働き手の確保についてです。

本県においては、人口減少や少子高齢化の進行により、多くの産業分野で人手不足が深刻な課題となっております。特に観光業や農林水産業、サービス業などにおいては、繁忙期や短期間に集中して人手を必要とする場面も多く、こうしたニーズに柔軟に対応できる人材確保の仕組みづくりが重要になってくるものと認識しております。

こうした中、近年、短時間や単発の仕事をマッチングするスポットワークの仕組みが全国的に広がりを見せており、働く側にとっては空き時間を活用した柔軟な働き方が可能となる一方、事業者側にとっても必要な時期に必要な人材を確保できる新たな手段として注目されています。本県においても、人手不足への対応や多様な働き方の推進の観点から、スポットワークの活用に向けた取組が進められているものと承知しております。

そこで、まず一点目として、スポットワークの活用に向けた今年度の取組状況について伺います。

また、多様な働き手の確保を進めていくためには、特定の分野に限らず、様々な業種においてスポットワークの活用を広げることが重要であると考えております。地域の実情に応じて、事業者や働き手双方が利用しやすい環境を整えていくことが労働力確保の一助になるものと期待されます。

そこで、二点目として、多様な働き手の確保に当たっては、様々な業

種でのネットワークの活用を進めることが重要と考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、公共牧場の利活用についてです。

本県の畜産業は、地域農業や農村経済を支える重要な産業の一つであり、特に肉用牛生産においては、広大な草地資源を活用した放牧や飼料生産が行われております。

こうした中、公共牧場は、畜産農家の飼養管理の負担軽減や飼料生産基盤の確保、さらには優良な繁殖牛の育成などにおいて重要な役割を担っているものと認識しております。

一方で、畜産農家の高齢化や担い手不足の進行などにより、地域によつては公共牧場の利用が十分に進んでいない状況もあると聞いております。今後、畜産経営の安定や規模拡大を支えていくためにも、公共牧場の有効活用を進めていくことが重要であると考えております。

そこで、一点目として、本県における公共牧場の利用状況について伺います。

また、公共牧場は、地域の畜産振興を支える重要な基盤であることから、利用の促進や機能の充実など、今後さらにその利活用を進めていくことが必要であると考えております。

二点目として、公共牧場の利活用に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

さらに、下北地域においては、むつ市及び東通村において草地畜産基盤整備事業が進められているものと承知しております。この事業は、草地の整備や牧場機能の向上を図ることにより、地域の畜産振興に大きく寄与するものと期待されております。

そこで、三点目として、むつ市及び東通村における草地畜産基盤整備事業の内容と期待される効果について、県の考えを伺います。

次に、障がい者が活躍できる共生社会の実現についてです。

誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会、いわゆ

る共生社会の実現は、障がいのある方が地域の中で安心して暮らし、自分らしく活躍できる環境づくりを進めていく上で大変重要であると考えております。とりわけ、スポーツや文化芸術活動は、障がいのある方の社会参加を促進するとともに、地域の人々との交流を深め、相互理解を広げていく上でも大きな意義があるものと認識しております。こうした取組を進めるに当たっては、障がいのある人だけが参加する形にとどまるのではなく、障がいのある人もない人も共に活動し、互いに理解を深めながら取り組める環境づくりが重要であると考えております。

また、令和八年度は、青の煌めきあおもり障スポが開催されることから、それを一つの契機として、本県における障がい福祉行政全般の取組をさらに加速化させていただきたいと考えております。

そこで、一点目として、障がい者スポーツや文化芸術活動への参加促進を図る上で、障がいのある人もない人も一緒に取り組めるようにするべきと考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

また、共生社会を実現していくためには、社会参加の機会を広げるとともに、必要な情報を誰もが円滑に得られる環境を整えることも重要であると考えております。特に障がいの特性に応じた情報提供や、誰もが利用しやすい情報環境を整える情報バリアフリーの取組は、行政サービスの利用や社会参加を進める上で欠かせないものと認識しております。デジタル化が進展する中にあつては、ウェブサイトや各種情報発信の在り方についても、障がいのある方に配慮した取組を一層進めていく必要があるものと考えております。

そこで、二点目として、共生社会の実現に向けて、情報バリアフリー化も進めるべきと考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、無形民俗文化財の保存・継承に向けた取組についてです。

地域に受け継がれてきた民俗芸能や伝統行事などの無形民俗文化財は、地域の歴史や風土、先人たちの暮らしや祈りを今に伝える貴重な文

化資産であり、地域の誇りでもあります。また、こうした文化財は、地域の結びつきを深めるとともに、観光資源としても大きな魅力を持つものであると考えております。

一方で、近年は少子高齢化や人口減少の進行により、担い手不足や活動機会の減少など、無形民俗文化財の保存、継承を取り巻く環境は厳しさを増していると認識しております。下北地域においても、例えば東通村に伝わる能舞や、むつ市の栗山太神楽など、地域に根差した民俗芸能が大切に受け継がれておりますが、これらの貴重な文化を将来にわたって継承していくためには、地域の努力に加え、行政による支援や機運醸成も重要であると考えております。

こうした中、県においては、今年度、民俗芸能の保存、継承や活性化を図ることを目的として、民俗芸能活性化大会「あおもりプライド」を開催されたものと承知しております。

そこで、一点目として、今年度を実施した民俗芸能活性化大会の概要について伺います。

また、このような大会の開催は、各地域の民俗芸能団体が互いに交流し、活動の意義を再認識するとともに、県民の理解や関心を高める上でも大きな役割を果たすものと考えております。

そこで、二点目として、大会の実施による成果について、県はどのように捉えているのか伺います。

今年度、第四回はむつ市の下北文化会館で開催され、この日は、むつ市の奥内歌舞伎保存会の新春公演も、今年度で閉校となる奥内小学校で開催されました。奥内歌舞伎保存会の皆様、そして、あおもりプライドの出演団体やそのほかの無形民俗文化財を伝承している団体についても、打ち習いに励む子供たちや若手と、厳しくも温かく支える師匠、ベテラン、ＯＢの皆様の熱意や努力に触れるたびに感動で胸が熱くなり、これらの伝統を絶対に絶やしてはいけない、守り伝えていかなければならないとの思いを強くしております。無形民俗文化財を将来にわたり守

り伝えていくためには、大会の開催にとどまらず、その成果を生かしながら、担い手の育成や発表の機会の確保など、継続的な取組を進めていくことが重要であると考えております。

そこで、三点目として、これまでの取組や大会の成果を踏まえ、無形民俗文化財の保存、継承に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 吉田議員にお答えいたします。

私からは、まず、医療を受ける環境が厳しい地域の住民の方が安心して医療を受けられる環境の整備に向けた取組についてお答えいたします。

県では、僻地等における医療の確保に向けて、自治医科大学卒業医師の僻地医療拠点病院等への配置や、僻地医療拠点病院による僻地巡回診療等を行っております。

また、県、弘前大学、県立中央病院の三者による青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣・配置調整会議での協議を踏まえ、若手医師が僻地を含めた県内の医療機関で勤務しながらキャリア形成できるよう、取り組んでいくこととしております。

さらに、住民の方々が医療を受ける環境の維持向上のための手段の一つとして、オンライン診療などＩＣＴを活用した遠隔医療の推進に取り組んでまいります。

続きまして、多様な働き手の確保のための取組についてお答えいたします。

労働力を安定的に確保していくためには、若者の定着・還流やシニア層などの潜在労働力の就業促進に加え、スポットワークの活用も含め、多様な働き手を確保する取組が必要です。

今年度、県内事業者を対象に実施した調査では、過去一年間における

スポットワークの活用実績は約一割にとどまっていることが分かりました。このため、今後は、スポットワークのメリット等の周知のほか、介護、農業、宿泊業など、人手不足が顕著な分野において、事業者にモニター利用をしていただくなど、県内でのスポットワークの普及と活用促進に取り組んでまいります。

続きまして、障がい者スポーツや文化芸術活動への参加促進を図るための取組についてお答えいたします。

私は、青の煌めきあおもり障スポ開催を契機として、視線入力を活用したeスポーツやアートをはじめ、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加し、交流できる活動を活性化させ、障がい福祉行政の一層の前進につなげていきたいと考えております。

このため、来年度、障がいのある人もない人も共に楽しみ、喜びを分かち合うことができる、いわゆるインクルーシブなイベントや視線入力の体験会を開催し、県民の皆様の障がいや障がい者に対する理解と障がいのある方の社会参加をさらに促進してまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） スポットワークの活用に向けた今年度の取組状況についてお答えいたします。

近年、労働力不足が深刻化する中で、事業者が必要ときに多様な働き手を確保でき、また、労働者が自身のライフスタイルに合わせて柔軟に働くことができる手段として、スポットワークの活用が全国的に広がりを見せています。

このため、県では、今年度、一般社団法人スポットワーク協会などと連携し、市町村や関係団体にスポットワーク活用のメリットや優良な活用事例などを周知するためのセミナーを開催しました。また、県内におけるスポットワークの活用実態を把握するため、事業者及び県民を対象にアンケート調査を実施したところです。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 大間―函館航路に対する県の認識についてお答えいたします。

大間―函館航路は、地域住民の生活航路としての役割のみならず、北海道道南地域との広域周遊観光に必要な航路として、また、下北地域における防災上の避難航路としての役割を有するなど、大間町はもとより、下北地域全体の振興にとって重要な航路と考えております。

そこで、県では、航路の維持のため、令和六年度から大間町が同航路の運航事業者である津軽海峡フェリー株式会社に対して支払う指定管理料の一部を支援しており、今後も下北地域の市町村等と連携しながら取り組んでいくこととしております。

次に、大間―函館航路の利用促進についてお答えいたします。

県では、今年度、国内外の旅行客のさらなる取り込みに向けて、県外の旅行会社やインバウンド向けに宿泊や交通などの手配を行うランドオペレーターを対象に、大間―函館航路を利用し、北海道道南地域や下北地域の観光名所を巡るファムツアーを実施しました。

また、個人利用客の獲得のため、インフルエンサーを活用した大間日帰り津軽海峡フェリー旅の魅力発信や、話題性の高いアニメキャラクターを活用した船内アナウンス放送、フォトスポットの設置、ポストカードのプレゼントなどの乗船客へのサービス企画を実施しました。

県としては、引き続き、本航路の維持、活性化に向け、運航事業者や下北地域の市町村等との連携を密にしながら、北海道道南地域との広域周遊観光の促進など、本航路の利用促進に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点にお答えいたします。まず、青森県東方沖地震における浄化槽の被害状況についてでございます。

県内市町村に確認したところ、二月十六日時点で、八戸市、むつ市、

平内町、東通村の合わせて四市町村において、計九十八基の浄化槽に被害が生じております。

被害内容としては、浄化槽本体の地中からの浮き上がりや破損等が確認されております。

次に、被災した浄化槽の復旧に対する県の支援についてです。

県では、浄化槽を設置する個人に補助を行う市町村に対し、県費によるかさ上げ補助を実施してきたところでございます。

この補助事業では、合併処理浄化槽を新たに整備する場合に補助対象としてきたところでございますが、今般の地震により被災した合併浄化槽の速やかな復旧のため、再設置する場合について、着工済みのものも含めまして補助対象としたところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、僻地等におけるICTを活用した遠隔医療への支援実績についてお答えします。

県では、今年度、オンライン診療の設備整備等に対する支援についての補助率を引き上げたほか、県内医療機関におけるICT活用を推進するためのセミナーを開催し、先進事例の紹介や遠隔医療機器等の展示を行い、普及啓発を図りました。

これまでに、僻地医療拠点病院である県立中央病院の医師が小泊診療所及び深浦診療所の患者をオンラインで診療するためのアドバイザーの派遣や設備整備、三戸中央病院の遠隔診療支援システムの導入及び東通村診療所のICTを活用した在宅医療等を行うための車両の整備を支援しました。

次に、共生社会の実現に向けて、情報バリアフリー化も進めるべきと考えるが、県は今後どのようにして取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、これまで、障がいのある方が安心して暮らすことができる社会を目指し、遠隔要約筆記の環境整備、県広報における録音図書や点字図書の作成、配布等に取り組み、デジタル技術を活用した情報バリアフリー化を進めてきました。

来年度は、新たに聴覚障がいのある方とない方がオペレーターの手話を介して双方向でやり取りができるサービス等の利用を促進するとともに、県庁の電話窓口においても当該サービスを導入する予定です。

また、視覚障がいのある方に向けては、スマートフォンを利用し、視覚情報を遠隔でオペレーターが案内するサービスの体験会を開催して、その普及を図ることなどにより、障がいのある方の情報バリアフリー化をさらに推進していくこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問二点についてお答えします。

まず、企業誘致や誘致企業の事業拡大に県は今後どのように取り組んでいくのかについてです。

企業誘致は、県民、特に若い世代にとって魅力的で多様な雇用を創出するなど、地域の雇用や経済に大きな効果をもたらす重要な取組であると考えています。

このため、県では、県外企業の誘致の推進及び立地後の事業拡大に向け、建物や設備の取得等に対する助成のほか、事業活動に不可欠な人材確保への支援として、地元紙等を活用した企業の求人情報の発信や、高校、大学等に対する求人活動への同行など、様々な取組を行っています。

県としては、今後とも、積極的に企業誘致活動を行うとともに、誘致企業が本県に根を下ろし、さらなる成長を続けていけるよう取り組んでいきます。

次に、県立職業能力開発校における取組についてです。

県では、青森、弘前、八戸及びむつの県内四市に高等技術専門校を設置し、新規学卒者や離転職者、在職者を対象に、地域産業を支える実践

的な技能や知識の習得を目的とした職業訓練を実施しています。

具体的には、土木施工管理や測量、電気設備施工、木造建築、配管施工など、インフラ機能の維持に関連する分野など、合計十三の訓練科において、企業の現場作業で役立つ幅広い資格の取得に向けた訓練カリキュラムを設定するなど、訓練生の技能、知識の向上を図っているところです。

県としては、引き続き、産業界や地域の人材ニーズを踏まえた実効性のある多様な職業訓練の実施を通じて、災害時における活動を含め、地域において重要な役割を果たす産業人材の育成に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

初めに、本県における公共牧場の利用状況についてです。

公共牧場は、労働負担の軽減や飼料基盤の補完等を図るため、地域の農家から乳用牛や肉用牛を預かり、放牧を通じてそれらの飼養管理を行う役割を担っており、令和六年七月時点の利用状況を見ると、県内六十四か所の公共牧場において、放牧頭数は二千七百三十一頭となっています。

これは、十年前と比較すると、設置数が八か所減少し、放牧頭数も約四割減少しています。

利用低下の原因としては、高齢化等により農家戸数が減少していることに加え、規模拡大の進展により、人工授精や分娩等の管理作業が連続的に生じ、牛舎で管理したほうが効率的であるため、放牧をしない農家が増えていること、さらには、農家が傾斜地などにおける転落事故等の発生リスクを回避していることなどが挙げられます。

次に、公共牧場の利活用に向けた県の取組についてです。

県では、公共牧場の利活用に向けて、利用が低下している複数の公共牧場の再編と機能強化を進めているところです。

具体的には、直近五か年で国の事業を活用し、県内四地区において、

公共牧場の草地更新や採草用機械の導入、家畜を暑さや雨から守る保護施設などを整備しています。

また、公共牧場の中で使用されていない草地の更新を行い、採草に適した品種や管理方法、地域の畜産農家への飼料の供給体制等を検証したほか、未利用となっている区画を借り受けて採草に取り組む粗飼料生産組織等とのマッチングを進めています。

次に、むつ市及び東通村における草地畜産基盤整備事業の内容等についてです。

本事業は、利用が低下しているむつ市及び東通村の公共牧場を対象に令和三年度から実施してきたもので、昨年十二月に事業が完了し、今年四月から本格供用が開始されます。

具体的には、むつ市の公共牧場十か所を三か所に、東通村の公共牧場五か所を三か所に再編、集約化したほか、両地区合わせて既存の草地約二百十ヘクタールを約二百五十ヘクタールに拡張整備しました。

本事業の効果としては、放牧地の集約化により効率的な家畜の管理が行えるほか、草地の拡張整備により粗飼料の年間供給量が整備前の約四千三百トンから約七千二百トンへと大幅な増加が見込まれるなど、両牧場を利用する畜産農家の生産性向上が図られ、所得向上につながることで期待されます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 御質問三点にお答えいたします。

まず、国道二百七十九号木野部工区及び風間浦バイパスの取組状況と今後の予定についてお答えいたします。

国道二百七十九号木野部工区については、令和二年度から事業に着手しており、これまで道路構造やトンネルに係る詳細設計などが完了しています。来年度からは、用地取得に向けた土地所有者との交渉を開始する予定でございます。

また、風間浦バイパスにつきましては、令和五年十月に想定ルート帯

を公表して以降、道路概略設計や複数確認されている温泉水源への影響調査を進めているほか、来年度からは動植物に関する現地調査にも着手する予定です。また、事業化のために必要となる技術的難易度の高い工事についての課題整理などにも引き続き取り組んでまいります。

次に、県内建設業の担い手確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、小・中学生や高校生といった若者を対象に実施する建設業の魅力や意義を理解してもらうための取組のほか、少子化の状況を踏まえ、昨年度から未経験者などを対象に、ハローワークと連携した求職者向け建設業キャリアセミナーを実施するなど、建設業への入職を促進する取組も実施しています。

また、広く県民の皆様に建設業への関心を持ってもらえるよう、化粧品会社や新聞社などの異業種と連携して建設業のプロモーションを展開し、県民と建設業との新たな接点を創出する取組も行っております。次に、県内建設業の担い手確保のための子供たちへの普及啓発に関する県の取組についてお答えいたします。

県では、建設業が人にしかできない将来性のある仕事であり、小・中学生や高校生といった若者、その保護者や身近な人に対する取組を通じて、魅力やすばらしさを伝えていくことが重要であると考えております。

そのため、建設現場の親子バスツアーの開催、職場体験授業での建設企業訪問の実施、建設業合同説明会への参加促進など、それぞれの年代に応じた継続的なアプローチに取り組んでいるほか、今年度は商業高校などと連携し、建設業を題材とした映像制作や商品開発に取り組む課題研究授業を新たに実施いたしました。

今後、国や業界団体とタッグを組みながら、より多くの若者に対して建設業の魅力や意義を伝え、よいイメージの共有が図られるよう取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点についてお答えします。

まず、今年度実施した民俗芸能活性化大会の概要についてです。

県教育委員会では、民俗芸能団体の活動意欲の向上と担い手の確保のため、広く県民に知っていただく機会を創出する新たな取組として、今年度、あおもり民俗芸能活性化大会「あおもりプライド〜未来へつなぐ民俗芸能〜」を県内四会場で開催しました。

この大会には、四会場で合計二十四の民俗芸能団体が出演し、約千八百人の方に御来場いただいたほか、公演の様子や民俗芸能団体のふだんの活動を紹介する番組をテレビ放送したり、SNSで発信したりしました。

また、公演の当日には、出演した民俗芸能団体による交流会を開催し、それぞれの民俗芸能の概要、活動状況、保存、継承に向けた課題等について情報交換を行いました。

次に、大会の実施による成果についてお答えします。

出演者からは、民俗芸能を知ってくれた方が増えてうれしい、活動に張り合いが出る、交流会に出席し、とても刺激になったといった感想をいただいております、民俗芸能団体の活動意欲の向上につながったものと考えています。

また、公演の様子等のテレビ放送やSNS発信により、これまで民俗芸能に触れる機会がなかった方々に民俗芸能の魅力を知っていただく機会が増えたところです。このような取組により、民俗芸能に興味、関心を持つ方が増え、将来的な民俗芸能の担い手の確保につながるものと考えています。

次に、大会の成果を踏まえた今後の取組についてお答えします。

無形民俗文化財の保存、継承には、民俗芸能団体の活動意欲の向上と担い手の確保が重要であることから、令和八年度は、あおもり民俗芸能活性化大会を県内四会場での開催から県内六会場での開催に拡充する

とともに、引き続き、公演の様子等のテレビ放送やSNS発信を行うこととしており、より多くの方々に民俗芸能の魅力を伝え、興味、関心を持つ方が増えるよう取組を進めていきます。

○副議長（齊藤 爾） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 知事をはじめ、関係部局の皆様から御答弁をいただきありがとうございます。それぞれの取組について御説明をいただいたことに感謝申し上げますとともに、今後、着実に施策が進められることを期待しております。

本日取り上げました課題は、医療体制の確保、道路や交通インフラの整備、地域産業を支える人材の育成、文化の保存、継承など、いずれも県民の暮らしに直結するテーマであります。

今日の午前中には富士議員も御登壇されましたが、津軽半島、そして下北半島ということで、航路の維持、活性化、医療のICT化、半島部における道路機能の強化など、幾つか共通するテーマがございました。青森県の発展から両半島が取り残されることがあってはならない、取り残されるべきではないと考えます。

私の地元である下北半島は、半島特有の地理的条件の中で、交通や医療、産業など、様々な課題を抱えながらも、地域の皆様の御努力によって今日まで地域社会が支えられてきました。こうした地域に暮らす方々がこれからも安心して生活を続けていくことができるように、県におかれましては、引き続き、地域に寄り沿った取組を進めていただきたいと思います。

そして、何よりも、私たちが取り組むべき課題の先には、次の時代を担う未来の世代があります。子供たちや若い世代がこの青森県で夢や希望を持ち、安心して暮らし、働き、地域の文化や産業を次の世代へと引き継いでいくことができる社会を築いていくことが私たちの責任であると考えております。県民の安全・安心な暮らしを守り、地域の力を未来へとつないでいくため、県におかれましては、今後とも、市町村や関

係団体と連携しながら、より一層の取組を進めていただくよう、強く要望申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時三十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十三番森内之保留議員の登壇を許可いたします。――森内議員。

○四十三番（森内之保留） 自由民主党の森内之保留です。第三百二十五回定例会において一般質問の機会をいただき、感謝を申し上げます。

そして、今年度末で役職定年となります方々はこの議場で議論できるのは本定例会が最後ということになります。

今、議場におられ、一つの節目を迎えられますのは、澤総務部長、若松こども家庭部長、齋藤観光交流推進部長、成田農林水産部長、小坂会計管理者、田口病院局長、工藤議会事務局長、松田監査委員事務局長、伊藤議会事務局次長でございます。また、節目を迎えられました全庁の職員の皆様には、これまでの重責を務められてこられました御労苦と青森県発展へのお力添えを賜りましたことに対し、心から敬意を表させていただきます。今後もこれまでの御経験を生かし、健康に御留意され、新たな立場や新たなステージにおいて、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

そして、先日辞職されました阿部広悦元県議会議員についてもお話をさせていただきます。

元青森県知事木村守男氏の秘書として長年支えられ、藤崎町議会議員を経て、平成十年の県議選補選で初当選され、八期連続当選、二十七年間県議会議員を務められました。第七十九代青森県議会議長などを歴任

し、党の重職も担われました。これまでの御労苦に敬意と感謝を表したいと思います。

実は、辞職を表明される二週間前より、相談があるから時間を取ってくれと言われ、タイミングが合わず、断っておりましたが、どうしても話をする時間を取ってほしいとのことでしたので、表明の五日前にお会いし、体調が思わしくない、県議を辞めるとのお話、まさに青天のへきれきでした。

個人的には、阿部元議員とは様々な思い出があり、私が一期目のとき、県政は激動の中で、激しい口論をしたこともありましたが、その場面を知っているのは、この議場で田中議員しかおられません、今となれば懐かしい、よき思い出です。阿部元議員には、これまでの経験を生かし、健康に御留意され、引き続き、私たち後輩に御指導いただきたいと思います。

さて、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会において、本県は天皇杯、皇后杯ともに三位と大健闘し、本大会への大きなステップとなりました。出場されました選手や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。本大会においてのボクシング競技でございますが、隔年開催が最終年により、残念ながら今回の開催はありませんが、多くの要望があり、私がお会長を務めます青森市ボクシング協会の主催で、青森市のカクヒログループスーパーアリーナにおいて、代替大会と位置づけ、十月一日から全国の高校生のみ、男女で開催される運びとなりました。大会の名称はまだ決定しておりませんが、あおもり国スポ・障スポ本大会を盛り上げる一助となるため、努力する所存でございます。お時間がございましたら、御来場いただきますようお願い申し上げます。

以上を申し述べ、質問に入らせていただきます。

初めに、青森県行財政改革大綱について伺いいたします。

宮下知事は、知事就任後、速やかに行財政改革大綱の策定に着手し、同年十二月、新たな行財政改革大綱を公表いたしました。この大綱に基

づく取組が令和六年度からスタートいたしました。県庁の組織体制の見直しをはじめとする様々な改革が進められてきたことは承知いたしております。取組が二年目を迎えました青森県行財政改革大綱ですが、次の二点について伺いいたします。

一点目として、行財政改革大綱のこれまでの取組状況について伺いいたします。

二点目として、これまでの行財政改革大綱の取組について、県はどのように評価しているのか、所感をお尋ねいたします。

次に、青森新時代「農林水産力」強化パッケージの取組について伺いいたします。

本県の基幹産業である農業は、地域経済を支え、雇用を生み、地域の暮らしそのものを守る重要な役割を担っております。自然と向き合いながら営まれる農業は、単なる産業にとどまらず、地域の誇りであり、未来へ受け継ぐべき大切な産業であると考えております。

私の茨木市の知り合いに、リンゴをはじめとした本県ならではの農業の魅力に引かれ、農業を始めようとする方がおられます。これは、本県の農業が依然として大きな魅力を持つ産業であるあかしでもあり、県外から人材を呼び込む可能性もあることを示しているものではないかと思えます。

しかしながら、農林業センサスの結果を見ますと、農業経営体は減少の一途をたどっており、担い手の確保は待たなしの課題となっております。人口減少や物価高騰、さらには気候変動の影響など、本県農業を取り巻く環境は大きく変化し、経営は厳しさを増しておりますが、新たな就農者を増やし、農業を将来にわたり持続させていくためには、努力に見合う安定した高い所得が得られる、夢と希望を持てる魅力ある産業としていくことが何よりも重要であると考えております。

一点お伺いいたします。

青森新時代「農林水産力」強化パッケージを推進するに当たり、来年

度重点的に取り組む内容について伺いいたします。

次に、青森県観光戦略の推進について伺いいたします。

今定例会におきましても、青森―台北線の増便やインバウンドの拡大、冬季観光を促進する青森県・函館観光キャンペーンなどの状況や今後の取組などについて議論され、今般の本県の状況は、観光戦略に基づいて実施されている取組が実を結んできているものと感じております。

また、国では、第五次観光立国推進基本計画の議論が進んでおり、観光産業を地域経済、日本経済の発展をリードする戦略産業と位置づけ、地方への誘客を促進し、需要の分散を図るといった施策に厚みを増していくという方針が示されております。こういった国の動きは、本県の観光戦略を推し進める上でプラスに作用するものと大いに期待しております。

次の二点について伺いいたします。

一点目として、観光戦略の令和十年の目標値に対する進捗状況について。

二点目として、地域経済を牽引する観光産業の実現に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、本県における子供・子育て支援の取組について伺いいたします。

本県では、少子化対策として、令和六年十月にこども・子育て「青森モデル」を取りまとめ、その一環として、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、子育て費用無償化の取組を積極的に進めております。

昨年度、県では、市町村が実施する学校給食費をはじめとする子育て費用の無償化を支援するため、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度を創設し、それまで市町村が独自に取り組んできた学校給食費無償化の取組を全県に拡大させ、都道府県では全国初となる全市町村での小・中学校給食費の完全無償化を実現したほか、今年度からは

ゼロ歳から十八歳までの子供医療費についても、全市町村での完全無償化を実現いたしました。

給食費無償化や保育の支援等に関しては、国においても検討が進められ、令和八年四月から全国の公立小学校において、いわゆる給食無償化が開始される予定となったところでございますが、本県のこれまでの先進的な取組が先駆けとなり、全国的な取組につながったものと思います。子育て支援については、今後も「青森モデル」を中心として、県と市町村との緊密な連携の下、取組を推進していくものと思っております。

一点伺いいたします。

子供・子育て支援の充実に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、大規模地震から身を守る行動について伺いいたします。

まずは、青森県東方沖地震により被災されました方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

ところで、議場におられる皆さんは、今この瞬間に大きな揺れが起きたら、どのような行動を取られますでしょうか。皆さんの机の中には折り畳み式のヘルメットがあります。まずはこれを組み立ててかぶる、そして、揺れが収まるまで机の下に潜る、その次に大事なことは何でしょうか。四方の扉を開けて避難口を確保することです。屋外へ避難するということとなります。県民お一人お一人自らがまずは地震の揺れから身を守る、どのような行動を取るべきなのか正しく理解し、実践できるようにすることが必要となります。

宮下知事も、地震発生後、民放三局のニュース番組に御出演され、県民の方々に対して避難行動の重要性などを広くお知らせしておられました。

次の二点について伺いいたします。

一点目として、地震の揺れから身を守るために取るべき行動について。

二点目として、県民に対して身を守る行動を周知し、実践に結びつけてもらうため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、本県の医療提供体制についてお伺いいたします。

国が公表しております医師偏在指数によりますと、本県は全国ワースト二位の医師少数県となっているなど、本県の医療は様々な課題を抱えているものと思います。

こうした中、守川健康医療福祉部長が令和六年四月に厚生労働省から本県に着任し、施策のヒントは現場からをモットーに、医師として三戸中央病院や大間病院の日当直業務を無償で請け負うなど、現場の声を重視しながら、本県の医療提供体制の充実、強化に向けて取り組んでおられることと思います。人口減少や高齢化の進展により、医療を取り巻く環境は今後さらに変化していくものと思いますが、県民が安心して医療を受けられるよう、持続可能な地域医療提供体制の構築に向けて、県が率先して取り組む必要があると考えます。

一点お伺いいたします。

本県の医療における主な課題と、課題解決に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、県立中央病院における医療連携の推進についてお伺いいたします。

地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構は、県立中央病院と青森市民病院の統合効果の早期発現と円滑な統合の推進及び地域の医療機関との連携推進を目標として掲げ、一昨年十二月に県と青森市により一般社団法人として設立され、昨年三月に地域医療連携推進法人の認定を受けたとお伺いしております。この法人には県立中央病院、つくしが丘病院、青森市民病院、浪岡病院の四病院が参加し、今年度、実質一年目の活動を行っているところでありますが、私としては、今後の地域医療提供体制を考えますと、地域の医療機関との連携推進がさらに重要になっていくものと認識しております。

一点お伺いいたします。

県立中央病院が参加している地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構のこれまでの取組内容についてお伺いいたします。

最後に、財務事務の適正執行の確保についてお伺いいたします。

県の施策を展開するため、予算の執行手続である財務事務は、法令遵守を徹底し、厳正かつ適正に執行する必要があります。

財務事務の執行については、おおむね適正に行われていると認識しておりますが、監査委員からは、令和六年度決算に係る審査意見書において、留意改善を要する事項の財務事務の適正執行と内部統制の推進についての中で、「財務事務の執行等については、依然として事務処理の基本的事項に関する誤り等が見受けられた」と示されており、財務事務の適正執行に向けた取組に関して、いまだに十分とは言えない面もあるのではないかと懸念されるところであります。

次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、本県における財務事務の適正執行について、会計管理者の認識をお伺いいたします。

二点目として、財務事務の適正執行の確保に向けて、具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 森内議員にお答えいたします。

私からは、まず、これまでの行財政改革大綱の取組に対する評価についてお答えいたします。

私は、県民が主役の県政を実現するため、新たな行財政改革大綱を策定し、県政運営全般について、県民目線でゼロベースの見直しを行うなど、積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。

具体的には、社会環境の変化や、複雑化、高度化する行政課題に限られた予算、人員的確に対応していくため、県庁力の最大化、最適化を

目指し、組織体制の大幅な見直し、働き方改革や県庁業務のDXの推進、県民の皆様との対話を重視した広聴活動の充実等に取り組み、その成果が着実に現れています。

令和八年度は、行財政改革大綱の取組期間の折り返しを迎えることから、これまでの取組をさらに充実、強化するとともに、県民の皆様へ改革の成果を実感していただけるよう、引き続き、県民目線で不断の改革に取り組んでまいります。

続きまして、地域経済を牽引する観光産業の実現に向けた取組についてお答えいたします。

観光産業の振興は、本県と世界との交流を生み出し、新たな投資を誘発させ、本県経済や雇用に大きく貢献することから、私は、その実現に向けて、事業者の人手不足や多様化する旅行者ニーズへの対応をはじめ、冬季閑散期の需要の底上げを図ることが重要であると考えています。

このため、観光事業者の生産性の向上やサステナブル化を支援するとともに、冬季の需要拡大を図るため、国内向けには魅力的な冬の食と宿泊を組み合わせるPRする取組を、インバウンド向けには海外市場の特性に応じて情報発信する取組を、県内向けには県民の皆様へ県内周遊を促進する取組をそれぞれ強化しながら、施策を集中的に展開してまいります。

続きまして、県民に対して身を守る行動を周知し、実践に結びつけてもらうための取組についてお答えいたします。

本県においては、昨年十二月八日に最大震度六強を観測した青森県東方沖地震が発生し、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生も懸念されており、自助の根幹として、全ての県民の皆様へ大地震から命を守る行動を身につけていただくことが極めて重要であると考えております。

このため、昨年度から県民の皆様へ防災に取り組んでもらう期間とし

て防災ウィークを設定し、県下一斉に地震発生時に身を守る行動を取るシェークアウト訓練を行っており、今後も一人でも多くの方に訓練に参加していただけるよう、この取組を継続し、定着させてまいります。

このほか、リニューアルする防災教育センターでの体験学習や自助・共助の推進に係る様々な取組により、県民の皆様が大地震発生時においても慌てることなく、速やかに自らの命を守ることができるよう周知してまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 行財政改革大綱のこれまでの取組状況についてお答えいたします。

令和六年度からスタートした青森県行財政改革大綱に基づく取組については、本庁組織の再編や地域県民局の見直しなど、県の施策をこれまで以上に効果的、効率的に推進するための体制づくりを進めてきました。

また、在宅勤務制度の拡充やフレックスタイム制度の導入、ICTを活用した時間や場所を選ばない柔軟な働き方である県庁スマートワークの推進、書面掲示などが義務づけられ、デジタル化の妨げとなっているアナログ規制の見直しなど、職員の働き方改革やDXによる業務の効率化、県民サービスの向上の取組も進んでおります。

さらに、県公式LINE等を通じた広報広聴機能の充実や危機管理機能の強化、財政健全化の推進などに取り組んでいるところであり、引き続き、各分野における取組を着実に進めてまいります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 子供・子育て支援の充実に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、本県で生まれ育つ子供たちが増えていく環境をつくり出し、人口減少の流れを変えていくため、こども・子育て「青森モデル」に掲

げる取組の方向性に基づき、子供・子育て支援に取り組んでおります。

これまで、小・中学校の給食費の完全無償化、公的医療保険の対象となる不妊治療の自己負担の全額助成、キッズシッターの利用支援、小児科オンライン診療の試行を新たに開始するなど、本県の子育て支援は着実に前進しているものと認識しております。

また、令和八年度は、市町村による子育て費用無償化に向けた取組への支援の拡充や、社会福祉法人等が連携して病児保育を行う新たなモデル事業等に取り組むこととしております。

今後、県民の皆様との対話を通じて認識を共有しながら、「青森モデル」に基づき、子供・子育て支援の取組を着実に進めていきます。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本県の医療における主な課題と、課題解決に向けて、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

本県の医療は、医師不足が全国より深刻な状況にあり、僻地等においては、医療へのアクセスが困難といった課題もあります。

これらの課題に対し、県では、医学生への修学資金の貸与や若手医師のキャリア形成の支援等により、地域医療に従事する医師の育成、定着を図るとともに、県民の誰もがどこにいても必要な医療を受けられる環境づくりとして、オンライン診療等の医療分野のICTの活用を推進していきます。

また、高齢化や人口減少がさらに進む中で医療提供体制を維持していくためには、医療機関の連携が必要不可欠であり、地域医療構想調整会議において、地域医療連携推進法人等の連携の枠組みの構築、拡充を促すとともに、地域を超えた広域的な連携について検討を進めていきます。

今後も、現場の皆様の御意見をお伺いしながら、本県の医療提供体制の充実、強化に取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 観光戦略の令和十年の目標値に対する進捗状況についてお答えいたします。

令和六年三月に策定した青森県観光戦略では、令和十年の目標値として、観光消費額、延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数の三つの指標を掲げています。

その進捗は、観光消費額が二千億円の目標に対して、直近の令和六年で約千九百八十五億円、延べ宿泊者数が五百五十万人泊に対して、令和七年速報値で過去最多の約五百二十二万人泊、外国人延べ宿泊者数が五十万人泊に対して、令和七年速報値で約五十二万人泊となり、こちらも過去最多を更新しました。なお、外国人延べ宿泊者数については目標値を上回ったことから、県としては、七十五万人泊へ上方修正したいと考えています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 青森新時代「農林水産力」強化パッケージを推進するに当たり、来年度重点的に取り組む内容についてお答えいたします。

「農林水産力」強化パッケージについては、生産現場との対話を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしており、令和八年度は、これまでの重点項目である所得を上げる、産業を守る、次代を支えるの三つの対策に、新たに食料を安定供給するための環境変化への対応を加え、強力に推進していきます。

主な取組としては、所得向上に向け、生産者の挑戦をハード、ソフト両面から支えるほか、リングやホタテガイ産業の生産基盤強化、さらには企業参入の推進などにより、農林水産業を産業として維持、発展させていきます。

また、農業、林業、水産業の各分野で担い手を育成、確保し、次世代につないでいくとともに、近年大きく変化している環境に対応していく

ため、米やリンゴ、ホタテガイなど、様々な品目において高温に対応した品種や技術の開発を進めます。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 地震の揺れから身を守る行動についてお答えします。

地震は、いつ発生するか分からず、また、揺れを感じてから瞬間的に取れる行動は限られることから、あらかじめ命を守る行動を知っておき、速やかに実践することが重要です。

森内議員からも御紹介がありました。具体的には、揺れが収まるまでの間は、机など頭を隠せるスペースがある場合は、姿勢を低くして、その下に潜って頭を守り、揺れが収まるまで動かないこと、頭を隠せるスペースがない場合には、クッションやかばん、自分の腕などで頭を守ること、また、揺れが収まってからは、ドアや窓を開け、避難ルートを確保することや火の始末をすること、頭や足元を守ることができる装備で避難すること、このほか、屋外にいる場合は落下物等に気をつけることなど、所在地の状況に応じた行動を取ることが必要です。

○議長（工藤慎康） 会計管理者。

○会計管理者（小坂秀滋） 御質問二点にお答えします。

初めに、本県における財務事務の適正執行についての認識についてです。

財務事務の適正執行の確保については、平成二十一年二月に策定された予算執行の適正化に係る改善措置に基づき、全庁を挙げて取り組んできたところです。その結果、財務事務に関する誤りの件数は減少傾向にあり、これまでの取組は着実に成果を上げているものと考えています。

しかしながら、令和六年度決算に係る審査意見書において、依然として事務処理の基本的事項に関する誤り等が見受けられるとの指摘があったことについては、重く受け止めなければならないと認識しています。

このため、職員一人一人が適正な経理処理の重要性を認識し、より一層適正な財務事務の執行に取り組むとともに、組織として、引き続き、事務処理の誤りの予防、早期発見、再発防止について継続的に取り組むことが重要であると考えています。

次に、財務事務の適正執行の確保に向けての具体的な取組についてです。

財務事務の適正執行の確保に向けた取組を実効性のあるものとするため、出納局では、研修の充実、財務事務担当者への支援、内部チェック体制の徹底強化などに取り組んでいます。

具体的には、研修の充実として、管理監督者等を対象とした権限と責任の認識を習得させるための研修や、担当者の経験に応じた様々な研修を実施しています。また、オンラインを活用した研修を積極的に取り入れて、受講機会の確保にも努めています。また、財務事務担当者への支援として、「出納局からのお知らせ」を毎月発行し、適時の情報発信を行うとともに、命令機関への巡回指導等により、きめ細かな指導を行っています。さらに、内部チェック体制の徹底強化として、命令機関による自己検査の実施内容を精査し、事務処理の誤りの早期発見や再発防止などの実効性の向上を図っています。

今後、より一層の財務事務の適正執行の確保に向けて取組を進めていきます。

○議長（工藤慎康） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） あおもり医療連携推進機構のこれまでの取組についてお答えいたします。

地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構は、令和六年十二月の設立以降、地域の医療機関との連携を進めるため、青森地域保健医療圏において、県立中央病院または青森市民病院との患者の紹介、逆紹介が一定数ある病院を対象に、実務者レベルでの勉強会を重ねてきました。

その勉強会では、法人加盟後の取組や法人加盟により期待される効果についての確認、意見交換を行いました。参加者からは、診療材料の共同購入や看護分野における共同研修の実施などにメリットが感じられるといった声があったところです。さらに、圏域の喫緊の課題である救急医療について、病院長同士による意見交換を行いました。高度急性期から慢性期まで、切れ目ない医療連携の重要性について、相互理解を得たところでございます。

令和八年一月に、法人への加盟手続等についての説明会及び加盟に関する意向確認調査を実施したところ、複数の団体から加盟予定または前向きに検討中との回答があったことから、来年度には新たに参加する団体と共に、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） 再質問させていただきます。

まずは青森県行財政改革大綱についてでございますが、澤総務部長は、新たな行財政改革大綱がスタートした令和六年七月から総務部長に御就任されております。行財政改革大綱に掲げる県庁大改革を成し遂げていくため、一連の改革を着実に遂行され、御労苦もあつたことと思います。澤総務部長は、現青森県行財政改革大綱の様々な取組の進捗を取りまとめる立場にございましたが、今後、青森県の行政改革を進めていく上で、どのようなことが最も重要であると考えているのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 行財政改革大綱では、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の着実な推進を下支えし、県民が主役の県政を実現するため、県政運営全般について、県庁機能の抜本的な強化と人財の活躍、県庁DXの推進など、五つの視点に基づき、県庁大改革を進めていくところです。

特に、急速な進展の見られるデジタル技術や生成AIの最大限の活用

は、県民サービスの充実はもとより、県庁業務の進め方、意識、価値観など、組織文化の在り方をも根本的に変革する力となるものであり、ハード面の環境整備、ソフト面の人材育成の取組を一層強力に進めていく必要があると考えております。

また、広範かつ複雑な多くの行政課題に適切に対処するためには、職員が意欲と能力を最大限発揮しながら勤務を継続できる環境を整えることが重要と考えております。そのためには、多様で柔軟な働き方の推進、職員の学びと成長の支援、職員一人一人がお互いを尊重し、認め合い、支え合う組織風土の醸成が重要であると考えております。

行財政改革大綱に掲げる五つの視点は、どれもが強力に進めるべきものばかりですが、これらの取組により、県民が主役の県政、職員が生き生き働き、県民のために挑戦する県庁を実現するよう期待しております。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） 御労苦に感謝を申し上げます。

次に、子供・子育て支援の取組についてであります。若松こども家庭部長は、少子化対策を担う新たな部局の長として、この二年間、県の重要政策を推進してきたと思いますが、今後の子供・子育て施策について、これまでの取組を踏まえました若松こども家庭部長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 人口減少が進む中であって、本県が現在の社会・経済システムを維持し、さらに発展させていくためには、本県で生まれ育つ子供たちが増えていく環境をつくり出し、人口減少の流れを変えていく必要があります。このため、令和六年十月にこども・子育て「青森モデル」を取りまとめ、結婚、出産、子育てまでの一貫した支援や若者の定着・還流の促進等に取り組んできました。

こども家庭部におきましては、小・中学校給食費の全市町村無償化や

小児科オンライン診療の試行など、都道府県単位で全国初となる取組を開始したほか、各部局には、浅虫水族館など県立施設の子供料金無償化や、幼稚園、小・中学校等による遠足や校外学習等の教育旅行におけるローカル鉄道運賃の無償化などに取り組んでいただくなど、子供・子育て施策は「青森モデル」の実現という形で着実に前進しております。

少子化の進展は容易に解決できるものではありませんが、今後も県民との対話を通じて、現状や目標について認識を共有するとともに、市町村、企業、団体等が一層の連携を図り、相互に役割を果たしながら、青森県一丸となって、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会の実現に向けて、挑戦し続けていくことを期待しております。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） 今後も御尽力を賜れればと思います。ありがとうございます。

次に、青森県観光戦略の推進についてでございますが、齋藤観光交流推進部長は、二十数年にわたって観光行政に携わり、本県観光の取組をリードしてこられました。本県観光をさらなる高みへと引き上げていくことが必要と考えますが、これまでの経験を踏まえ、また齋藤観光交流推進部長の思いをお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 令和七年の本県の延べ宿泊者数は過去最多となり、その内訳も、国内、インバウンドともに前年に比べ大きく伸びており、全体の伸び率は全国一位となりました。本県としては、この増加のトレンドをさらに勢いのあるものとし、本県観光をさらなる高みへと引き上げていくことが重要であると考えています。

このため、取り巻く環境の変化に常に対応しながら、冬季閑散期という本県観光の課題の解決を強く意識した施策に取り組み、その積み重ねが国内外からの投資に結びつき、観光産業が地域経済や雇用に大きく貢献していくとともに、県民のふるさとに対するさらなる自信や誇りにも

つながるものと考えています。

観光産業の発展により、本県を訪れる人、働く人、地域の人、皆が幸せと感じられる地域がつけられ、そして、本県が世界から選ばれる地域になっていくことを心から願っています。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） その明るさが私にとってすごく必要で、楽しい時間でした。ありがとうございます。

次は農林水産部に行きたかったんですが、その前に、県立中央病院における医療連携の推進についてお伺いしたいと思います。

統合新病院の開院を見据え、今後の医療連携の推進についてどのように取り組んでいくのか、これまでの病院局の経験を踏まえました田口病院局長の所感をお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 県立中央病院は、県内唯一の県立総合病院として、県内全域を対象とする高度・専門医療を提供する一方で、地域の基幹病院としての役割も担っており、新たに策定される地域医療構想に関する国の動向を踏まえ、病院だけでなく、診療所や介護施設まで裾野を広げ、医療連携に取り組んでいく必要があると考えています。

このため、本年度は、病院局の事務職員を県立中央病院の連携部門に兼務させ、地域医療連携推進法人の参加団体の拡大に向けた取組のほか、当院と地域の医療機関との間における患者の紹介、逆紹介の円滑化やICTを活用した患者の診療情報の共有に関する仕組みづくりなどに取り組んでまいりました。

今後の医療連携の推進に当たっては、限られた医療資源を有効に活用し、地域として持続可能な医療提供体制を構築する最適化の視点が重要であり、統合新病院の開院に向け、青森市民病院と協力しながら、大山病院事業管理者の強いリーダーシップの下、次世代につながる医療連携体制の構築に向けた取組を加速させていくものと考えております。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） まさに統合新病院は県民の命を預かるものと思っております。これはやはり経験がある方が多くいたほうがいいと思いますので、何とぞ今後とも御尽力いただければなと思っております。

再質問の最後であります。青森新時代「農林水産力」強化パッケージの取組についてでございますが、今後の農林水産力の強化に向けて、これまでの経験を踏まえた、再質問のトリは成田農林水産部長にお願いしたいということで最後にいたしました。何とぞ伺いしたいと思えます。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 私は、昭和六十三年に入庁し、これまで三十八年間、農林水産行政に携わってきました。令和六年には農業産出額が四千百十九億円、一経営体当たりの生産農業所得は六百二十九万円と過去最高となっております。このことからすれば、本県農林水産業は着実に成長し、所得向上にもつながっていると考えています。また、私たちが進めてきた本県農林水産業を推進する考え方や政策は決して間違っていないかったと感じています。

一方で、近年は、夏の記録的な高温や渇水、令和五年から三年連続した陸奥湾の高温に加えて、令和六年から二年連続した豪雪、そして物価高騰など、これまで経験したことのない速さで農林水産業を取り巻く環境が変化しており、これらにスピード感を持つて的確に対応し、産業を守っていかねばとの思いを強くしています。

青森新時代「農林水産力」強化パッケージをはじめ、青森りんご総合戦略、陸奥湾ホタテガイ総合戦略など、本県農林水産業の持続的発展に向けた方針を示してきましたが、そのゴールはまだ先にあります。後輩職員には、全ての生産者が真に豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現に向けて、生産者に寄り添った施策の展開に挑戦し続けていくこと

を期待しております。

○議長（工藤慎康） 森内議員。

○四十三番（森内之保留） 事あるごとにお話をさせていただき、いろんな農林水産業の話を聞かせていただきました。いろんな施策を実行してこれらしたことに対して敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。

これからは私の意見等になるかと思いますが、守川健康医療福祉部長とは、以前、親しくお話をする機会をいただいたことがございます。大間町での無償での日当直業務のときに自転車で行かれたとのことをお聞きしまして、大変驚かされました。危ないですよという話を一つさせていただきましたが、守川健康医療福祉部長の青森県民への愛ある取組は、今後語り継がれるものだと思っております。ちよつと持ち上げ過ぎかもしれませんが、私はそう思っております。改めまして敬意を表させていただきます。ありがとうございます。

そして、時間もないので、本当は地震のことも言いたかったんですが、ここで皆さんが築田危機管理局長は辞めるんじゃないですよねという話がありましたけれども、危機管理局長は役職定年ではございませんので、皆様方に申し上げさせていただきたいと思えます。

それから、小坂会計管理者は、教育次長のときに視察でいろんな話をさせていただいた思い出があります。

三月三十一日まではまだ時間がございます。役職定年あるいは退職されます全ての皆様に感謝と敬意を申し上げます。いただきながら、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

なお、明七日及び八日は県の休日ですから休会であります。

三月九日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十分散会